

# 平成24年山形村議会第3回定例会

議事日程（第2号）

平成24年9月12日（水曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 三 澤 一 男 君
3 番 小 林 武 司 君	5 番 神 通 川 清 一 君
6 番 宮 澤 敏 君	7 番 竹 野 園 麿 君
8 番 柴 橋 潔 君	9 番 中 村 弘 君
10 番 大 月 民 夫 君	11 番 竹 野 入 恒 夫 君
12 番 上 条 浩 堂 君	13 番 上 條 光 明 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 清 沢 實 視君	副 村 長 百 瀬 泰 久君
教 育 長 山 口 隆 也君	会 計 管 理 者 中 村 俊 春君
総 務 課 長 笹 野 初 雄君	税 務 課 長 野 口 英 明君
住 民 課 長 青 沼 永 二君	保 健 福 祉 課 長 小 野 勝 憲君
子 育 て 支 援 課 長 中 村 康 利君	保 育 園 長 倉 科 寛君
産 業 振 興 課 長 住 吉 誠君	建 設 水 道 課 長 赤 羽 孝 之君

教育次長 根 橋 範 男君

総務課  
財政係長 上 條 憲 治君

---

事務局職員出席者

事務局長 小 口 正君

書記 児 玉 佳 子君

---

◎開議の宣告

○議長（上條光明君） おはようございます。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

出席要求者、小林代表監査委員から欠席届が提出されております。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（上條光明君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條光明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、7番・竹野園麿議員、8番・柴橋潔議員を指名します。



---

◎一般質問

○議長（上條光明君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

---

◇ 三 澤 一 男 君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位1番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項1「介護保険法改正に伴う村対応」について質問してください。

三澤一男議員。

（2番 三澤一男君 登壇）

○2番（三澤一男君） 議席番号2番、三澤一男でございます。

今回は大きく3つの項目を私見を交えて質問させていただきますので、ご答弁よろしくをお願いいたします。

冒頭、本日の村長の後進に道を譲るとの報道を拝見いたしました。次期を待望する声も大きい中の重い決断であると思いますが、報道のとおりとすればまだ任期はあるわけですし、これからの山形村の道筋はまだまだつけなければいけないことが多くあります。任期を全うするまでご努力いただくことをお願い申し上げまして質問に入らせていただきます。

1、「介護保険法改正に伴う村対応について」を質問させていただきます。本年4月から第5期の介護保険制度改正を踏まえ、村は高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定しました。今回の介護保険法の改正は、高齢者が地域で自立した生活を営むことができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるために、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めることを主眼としています。

改正法の内容は、医療と介護の連携の強化等、介護人材の確保とサービスの質の向上、高齢者の住まいの整備等、認知症対策の推進、保険者による主体的な取り組みの推進、保険料の上昇の緩和が主なものとなりました。

そこで質問させていただきます。

1、村計画では、介護予防の推進、認知症高齢者対策の推進、地域包括支援対策の強化、高齢者の積極的な社会参加の推進、介護に携わる家族への支援となっています。そのどれもが必要でかかわり合っていますが、特に重点的取り組みと内容について村長にお伺いします。

2番目として、認知症サポーター100万人キャラバンという認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で100万人養成し、安心して暮らせる町を目指している厚労省の協議会があります。村でも講師、キャラバン・メイトというそうですが7名ほどいて、現在154名がサポーターとなっているようです。この対象者には多くの住民とかかわり合う行政サービス職員、企業、団体等のだれでも原則無料で90分の受講でなれます。

まず、行政に携わる村職員から順次受講をしてサポーターになるお考えはないか、村長の所信をお伺いいたします。

以上、質問させていただきます。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、三澤議員から出されておりますご質問に対してお答えしたいと思います。「介護保険法改正に伴う村対応について」でございます。

まず、最初のご質問でございますが、ご承知のとおり介護予防は「要介護状態の発生をできる限り防ぎ遅らせること、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと」と定義されております。

第5期介護保健計画でお示ししていますが、課題につきましてはいずれも重要な課題として考えておるわけでございます。強いて挙げますと介護予防につきましては、そのほかの重点課題に先だって取り組むことによりまして、疾病や認知症の重度化防止や地域において高齢者が自立した生活を続けることができることにつながるのではないかとこのように私は考えております。

また、介護予防を充実するために、地域包括支援センターの体制強化や高齢者が日

常生活の中で気楽に参加できる活動の場や、地域と人とのつながりを通して活動が広がるような地域づくりが重要になってくるのではないかと考えているところでございます。

次に、2番目の「認知症サポーター」のご質問でございますがお答えしたいと思います。

平成17年度に厚生労働省が開始いたしました「認知症を知り地域をつくる10周年キャンペーン」の一環であります「認知症サポーター100万人キャラバン」は、認知症サポーターを全国で100万人を目標に養成し、日本全国で認知症になっても安心して暮らせる町を住民の手によってつくることを目指しているわけでございます。

認知症サポーターは認知症について理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者であります。認知症サポーターは認知症の人を支援しますという意思を示す目印といたしましてブレスレット、オレンジリングでございますが、を持っております。認知症サポーターにつきましては、当山形村でも平成22年1月にいちいの里にあります地域包括支援センター事務局を設置いたしまして、各地区の健康づくり推進委員や連絡班等の団体を中心に、現在まで10回ほどのサポーター養成講座を実施しておりまして、現在先ほど三澤議員も申されましたが154名の方がサポーターとして登録をいただいております。

行政職員、役場職員でございますが、役員研修の一環といたしまして今後検討していきたいと思っております。今後はさらに村民の皆さんに周知を行うとともに、各種団体と連携をとりながらサポーター養成に努めてまいりたいというように思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） ご答弁いただきました。住みなれたところで大いに健康で生きていくためにはどうしても医療と介護の充実、そして地域の中でお互いにかかわり合いながら生活できるシステムが必要と考えます。松本市は健康延伸都市と言っていますが、山形村はそこに寿命を入れ健康寿命延伸村としたらどうかと考えます。健康寿命とは心身とも自立し、健康的に生活できる期間のことと言われております。

しかし、どうしても医療・介護の必要な時期があります。いかにその時期を短くするかに尽きるかと思っております。その対策には予防措置が大事なことで予防ということもおっしゃられておりましたが、山形村の高齢者だけと言うわけではございませんが、村の健康スクリーニングの検診率は対象者の30%台になっております。

ぜひとも高めたいものですが、もし方策等お考えがあったらお聞かせいただきたいと思いをします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、小野保健福祉課長、答弁願います。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 今行われています、特に健康スクリーニングの件でございますけれども、1つとしては村が村民全体を対象としてやるべき検診と、それと保険者、医療保険者がやるべき検診と2種類あるかというふうに思っております。

村がやるべきものについては村民全体になりますし、保険者がやるべきについてはその保険者が責任を持ってやるという形になります。多分ご質問は国民健康保険に入っている方が主になろうかというふうに思いますが、1つの手段として今年検診料金の引き下げをいたしました。

目安として3割負担をめどというような形でもって受診を受けやすくしたという形が1つ方策であります。今後さらにどういった検診メニューを持っていくかというものにつきましても、いわゆる保険者、ここで言いますと国民健康保険の保険者と村がどんなようなかかわりを持ってやっていくかということが大事かというふうに思っておりますので、今後この検診率を高めていくための方策は今後の検討課題かというふうに思っています。

1つ今年の方策といたしまして、これがよかったかどうかは別といたしまして、胃検診とスクリーニングを一緒に出しました。1日で済むという形をさせていただきましたが、これも一長一短があります。時間がかかり過ぎるというご批判を上げたり、一度で済んでよかったと言う方もありますが、いずれにしても受診者、いわゆる検診を受ける方の健康意識をどういうふうに持っていくかということが課題かと思っておりますが、さらにそういった形の中でのPRに努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） いろいろな取り組みをされているということは理解させていただきます。

それでは、先ほど申し上げましたが、介護が必要な認知症の方は厚労省の推計で300万人を超えて、65歳以上10人に1人と言われております。認知症は防ぐことができるわけではないが、早期の場合進行を遅らせることができる治療もあるようです。

そのためには個々が症状を知り、接し方を知っていることは重要なことと思っております。

先ほど申し上げた認知症サポーターに期待されることは、認知症に対して正しく理解し偏見を持たない。認知症の人や家族に対して温かい目で見守る。近隣の認知症の人や家族に対して自分なりにできる簡単なことから実践する。地域でできることを探し、相互扶助、協力、連携、ネットワークをつくる。まちづくりを担う地域のリーダーとして活躍するとなっております。

行政サービスにかかわる職員のみならず村長も含め我々も受講しなくてはならないというふうに思います。先ほども検討されるということをお願いしておりますけれども、どう考えているかお考えをお聞きします。

○議長（上條光明君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 議員が言われましたとおりこれはサポーター、いわゆる地域でもって認知症をまず理解してもらおうということが、まず第一かというふうに思います。154名の方が受講されておりますが、昨年度は1回開かしていただいております。私ども職員でも当然資格を持っている職員がおりますので、常にPRはしているのですが、昨年も区の方へは投げかけをさせていただきましたが、区の方からやるというお答えはなかったわけですけれども、私どもといたしましてはいつでも結構ですので、ぜひそういったものを自発的に地区でもって集会所でも結構ですし、言っていただければ私どもで日程調整をして養成をしていく講座を開きたいというふうに思います。

また、議員の皆さんを初め役場の職員もそうですけれども、こういった行政にかかわる方からやはり積極的に認知症を理解していただくという意味でもこういった養成講座を受けていただいて、オレンジリングを取得していただくということは非常に重要なことかというふうに思います。それをまた地域に行って、生かして、その地域の輪を広げていただくということにぜひつなげていただければというふうに思いますので、ぜひ計画をしていただければ私どもは時間を問いませんので、ぜひそんな形でもってこちらの方にご相談していただければというふうに思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 課長が言われているようにぜひ計画をしたいと思います。村を、全体を含めてぜひ検討の上、一步でも進めていただくように調整をいただき、この質問を終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 三澤議員、次に、質問事項2「村における教育現場の状況は」

について質問してください。

三澤一男議員。

(2番 三澤一男君 登壇)

○2番(三澤一男君) それでは、2番目の質問をさせていただきます。

「村における教育現場の状況は」、法務省が本年度発表した平成23年度調査によると、学校でのいじめが3,306件で過去最多を更新したそうです。それによる悲惨な状況も報道されています。

また、あつてはならない教職員の不祥事も多々報告されております。

山形小学校においては教育委員会として万全の対策が構築されていることと思いますが、教育長に現場の状況をお伺いします。

以上、質問とさせていただきます。

○議長(上條光明君) ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

山口教育長。

(教育長 山口隆也君 登壇)

○教育長(山口隆也君) 2番目の「村における教育現場、山形小学校の状況は」について、ご質問にお答えをいたします。

まず、いじめについてお答えをいたします。

山形小学校でもいじめの事案は皆無ではありません。数は少ないのですが、いじめに当たると思われることは数件確認をしています。そして、確認をしたものにつきましては、表面的な解決ではなく、学級全体で考えて解決するなど、子供たちの心に響く対応をしています。

また、子供たちにいじめに関するアンケートを毎年とって、子供たちからの訴えを聞き取ろうとしています。子供たちの人間関係は担任の観察だけでは見えない部分もありますので、担任から見えない学級内の人間関係をつかむために、定期的に学級づくりのための調査を行い、いじめられている可能性がある子供をつかむ努力もしています。

集団への適応状況が思わしくない子供については、学年会や適応指導委員会で話題にし、月2回開かれる職員会議で全職員に報告をして共通理解を得るようにもしています。

また、校長から職員に対していじめへの対応を考えると、被害者の子供の心を一番大切にしなければならない。いじめの情報をつかんだときにはその事実を徹底的に

明らかにする。いじめだと簡単に決めつけず、まずその事実をできるだけ正確につかむ。被害者の心情に寄り添い、絶対に守るということを心から伝えながら、いじめに負けない人に成長できるよう具体的な支援をしていく。教師は絶対に逃げないこと、正面から堂々と対処する覚悟を持つこと。教師が何が何でも守るという強い姿勢を示し、被害者の子供に信頼してもらわない限り解決することはできないと呼びかけています。

このような校長の呼びかけに応じ、山形小学校の教職員はいじめは絶対に許さないという気持ちで一丸となって取り組んでいます。

今年の8月7日には阿部知事と矢崎長野県教育委員会委員長の連名で、長野県のすべての子供たち、すべての大人に向け、「いじめを見逃さない長野県をめざす共同メッセージ」が出されました。

8月20日の2学期始業式で校長から子供たちに話し、各学級でも大事に扱って子供たちに伝えていきます。

また、相談窓口を保健室に設置し、担任の先生に言いにくいときは保健室の先生に話しかけてほしいということも伝えました。さらに、『学校だより』で学校の取り組みについて保護者に伝えていきます。

いじめの問題についてはこれで大丈夫ということはありません。小学校ではこれらの意識が継続されるよう折に触れて繰り返し子供に呼びかけたり、学校の教師の対応の見返しをしたりしていくよう指導してまいります。

次に、山形小学校の「教職員の不祥事防止の取り組み」についてお答えします。

教職員の綱紀粛正、保持については校長が繰り返し指導をしています。年度初め、長期休業の前、学期初めなどの節目だけでなく、不祥事についての報道があるたびにその事実から考えてほしいことを教職員に繰り返し呼びかけ意識啓発をしています。

また、長野県教育委員会では続発する不祥事を根絶し、長野県教育に対する県民の信頼を回復するため、教職員全員が一丸となって取り組む非違行為防止強化月間を7月に設定をいたしました。

これを受けて山形小学校では、非違行為防止委員会を新たに設置し、校務分掌に位置づけ、この委員会を中心に非違行為につながる可能性があると思われる校内環境をチェックし改善を図っていく取り組みをスタートさせました。

月間中の取り組みとして、全職員を対象に非違行為につながりそうな職場内の環境調査を実施し、テーマごとにグループ別ワークショップを行い、職場内の問題点と非

違行為防止のための対策を考え合いました。

具体的には、交通法規の遵守、金銭管理、個人情報漏洩などです。今後この委員会に外部の人も入り、外からの目も大事に生かしていくことを考えています。日ごろから校長への報告・連絡・相談を徹底させるとともに、教職員のメンタルヘルスを実施し、非違行為防止に努めてまいります。

また、今年7月に地域ぐるみで山形小学校の運営を支援し、未来を担う子供たちの健やかな成長と地域全体の教育力の向上を図ることを目的に、学校支援地域本部を設立をいたしました。これまでも地域の皆さんから小学校に対しいろんな形で支援をいただいておりますが、それを組織化し拡充強化をいたしました。

地域の皆さんによる教室での読み聞かせ、学習支援、クラブ活動、登下校時の安全確保などの活動です。児童にかかわっている大人が地域にいっぱいいる。話ができる。相談に乗ってくれる。また、ある意味で教職員にとっては緊張感が出るなど、地域ぐるみで学校を育てるために地域の人が学校に出入りし、地域の目が学校に入ることにより、いじめや非違行為の防止につながぐことを大いに期待をしています。

以上、小学校の「いじめ対策と教職員の不祥事防止の取り組みについて」の状況についてお答えをいたしました。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） ご答弁いただいた内容で状況はわかりました。家族や兄弟の中でも感情のすれ違いはあります。学校現場においてもあるということを踏まえて対策をきめ細かにすることだと思います。

する方も、される方も将来の村を背負っていく人材であることを考えて行っていただきたいと思います。また、多くの先生方は子供の教育に真摯に携わっていると思います。私の小学校のころは先生に畏敬の念を持って接していました。文科省がゆとり教育だと言っていた学習指導要領を変えてかえって授業時間の増加等、先生方に逆にゆとりがなくなってしまったことがあるのかもしれませんが、地域、山形村学校支援地域本部等の取り組みを含め、村全体でこれはかかわっていくことが必要ではないかというふうに思います。

村における取り組みは将来を担う子供たちの人材形成に役立つように努めていただくことを申し上げ、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 三澤議員、次に、質問事項3「村職員の服務規律は」について質問してください。

三澤一男議員。

(2番 三澤一男君 登壇)

○2番(三澤一男君) それでは、3番目の質問をさせていただきます。

「村職員の服務規律は」、県内において自治体職員の起こした事件が報道されています。本村においてはこのようなことは絶対にはないと思いますが、このことは任命権者にお聞きするのが適当と思われまますので、村職員の服務規程等法令遵守と管理体制について、村長にお伺いいたします。

○議長(上條光明君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、三澤議員の3番目のご質問であります「村職員の服務規律は」というご質問にお答えしたいと思います。

県内自治体の職員が起こした事件は、公務員として住民の信用を失墜したばかりではなく、人間としても起こしてはならない事件でございます。地方公務員は地方公務員法によって給与、勤務時間などの条件、分限や懲戒、服務等が定められており、それに従い、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務をしておるわけでございます。

山形村では条例で組織の職制について定めまして、それぞれの職が所掌し、管理監督すべきことについて定めておるわけでございます。

職員は上司の命令によって職務を遂行するわけですから、職員については管理監督を上司が行い、また山形村における行政の最終的な責任は村長の私が負うものでありまして、日ごろより職員に対しては報告、連絡、相談、記録、「ほうれんそうき」の重要性について話し、常に上司と部下相互の密なる関係が築いていくよう徹底を図っているところでございます。

この関係が良好であればさきの自治体のような事件も起こり得ないと私は考え、職務を1人の職員に任せ切りにするのではなく、常に上司が目を配って業務遂行に励んでまいりたいと考えておるところでございます。

本村におきましては、さきの木曾郡下の事件を受けまして、早速全課長等を招集いたしまして綱紀肅正保持について指導を行ったところでございます。

議員の皆様を初め住民の皆様にご理解、ご協力をいただきながら、今後とも職務遂行に努めてまいりたいというように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） よくわかりました。9月定例議会は前年度の決算議会とされています。代表監査委員は口頭意見としてまとめに、村職員は自信と誇りを持って働いている旨を申し述べられました。私もそう思いますし、村民の期待に添うよう常日ごろから自覚を持って勤務されることを申し述べ、私の今回の一切の質問を終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 以上で三澤一男議員の質問は終了しました。

---

◇ 大池俊子君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位2番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「村長の政治姿勢について」質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） 議席番号1番、大池俊子です。

今日は3つの問題について質問したいと思います。

まず初めに、「村長の政治姿勢について」、けさの新聞に大きく載っていますが質問します。

8月29日、参議委員本会議において野党7会派が提出した野田首相の問責決議が可決されました。理由は、消費税増税を強行した野田政権と民主・自民・公明の3党談合を断罪したものです。

この決議案には自民党は賛成、公明党は増税賛成の立場から棄権、この総理大臣に対する問責が国会で議決されれば国会を解散して国民の信を問うべきだと思います。これ以上国会での茶番劇を放置できません。村長はこの事態をどう考えますか。

山形村は当時の斉藤村長は、2002年9月25日定例会で、山形村は存続の道を選択すべきと表明。その理由として、村の発展と活性化は自治体の規模ではなく、自治体の施策であるとして、住民と行政による村づくりを第一の目標に掲げました。

以来、清沢村長は自立の道の継承発展の立場で協働の村づくりを推し進めてきました。今、第5次山形村総合計画の立案に行政と村民の知恵を出し合い、審議会での検討が進められています。これからも厳しい財政状況の中で一層魅力ある自立の山形村を創造するにはさらなるリーダーとしての発揮が求められています。

今日の新聞に出ているのですが、再度聞きますが、そこで来年の村長選への続投の考えはあるのかお聞きします。

これで第1回目の質問とします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 最初の方のご質問に対しましてお答えしたいと思います。

今からちょうど1年前の昨年9月2日でしたか、野田政権が誕生いたしました。政権発足からこの1年の間に国民がさまざまな不安を呼び起こされる事態になっておるわけでございます。

原発の再稼働や消費税額の増額問題を初め、北方領土や尖閣諸島や竹島問題などロシアと中国、さらには韓国との関係改善の兆しが全く見えないことであります。大池議員が申されますようにとりわけ消費税の税額、現在の5%から10%にまで引き上げる大幅増税法が反対の声を押し切って成立を強行いたしました。

さきの総選挙において民主党は任期中、増税は行わないと公約しておきながら、社会保障のためとの口実によって国民に説得しているものの個人の増税反対が以前根強いことは確かであります。国民に信認されなければ政権を担当できなくなることは民主主義の大原則だというように思います。

それより何よりも野田首相に対する問責決議が可決されまして空転状態となっている国会について、ぜひ責任ある政治に一刻も早く立ち戻っていただきたいと強く要望するものでございます。国民不在の党利党略の政争の場となっている今の国会の状況に憤りさえ感ずる今日このごろでございます。

以上、私の考えを申し上げます。

次に、2番目のご質問でございますが、大池議員がご質問されました「来年春の任期満了に伴い村長選への継続の考えは」というご質問にお答えしたいと思います。

結論から申し上げますと、村長職3期目への続投の意思もあるいは当然のことではありますが、次の村長選に挑戦するというような考え方も私自身現在持っていないことを申し上げます。

その理由といたしましては、私は来月10月12日でございますが、74歳を迎えることとなります。地方自治体を今取り巻く昨今の激動の時代のかじ取り役としましては高齢ということもありまして、その任務は到底耐え切れないと自らが判断したと

ころでございます。

去る9月5日でしたか、開かれました選挙管理委員会におきまして、投票日は来年の2月24日に決まったようでございます。願わくば志ある新人の出馬によって山形村がさらに活性化され発展されることを心より願っている次第でございます。

以上であります。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 国政の状況についてなのですが、政党政治の、これは9月9日の信毎の中馬さんという方がちょっと載せてあったのですが、ここからちょっと抜粋して「政党政治の瓦解すら予感させた切実な通常国会が終わった。今週は民主・自民両党の党首選挙が告示され、おのれの立ち位置すら決めかねる政治家たちが右往左往するだろう。それを大阪維新の会が虎視たんたんとうかがう。総選挙から3年、あるとき民主党のマニフェストを読み日本も変わるかもしれぬと本気で考えた。それがどうだ。今回も政党は党首を変え、新党をつくり、公約をほごにして乗り切るつもりだろうか。そうだとすれば有権者にとってこれほどの屈辱はない。また、2009年の民主党マニフェストはコンクリートから人へ、子供を育てるのは社会といった政治で閉塞状況を打破しようとした。状況がさほど変わらぬ今日、その要項は色あせていない」。最後に、「既存の政党政治とは違う動きに私は注目している。実は東電、福島第一原発事故の事後処理でももたついている間に、この国会では政党や組織に依存しない全く新しい政治が始まる兆しが出てきたのだ。首相官邸周辺のデモを毎週のように目にしていながら永田町の政治家たちには見えない、あるいは見ようとしぬ社会のゆがみ、人々は福島を通してその存在を知った」。

9月のデモには私も行ってきたのですが、17万人という、報道の数字は違いましたが、実際に行って17万人という大きな流れで、それも自由な人たちが毎週毎週デモを行っているという新しい流れが出てきたということです。既存の政治はそのゆがみをまだ実感していない。一番早くそれに目を向け、手を差し伸べるのはどの政党か。政治再生のかぎはここにあると言われていました。

今、村長も表明、意見を言われましたが、この声をやっぱり村から村長自身もいろんなところで声を出して行ってほしいと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

それから、もう1つの村長選での今の意思表示なのですが、残された期間は4カ月になりました。村民はやはり自立の道の継承を望んでいて、そのリーダーを求めている

と思います。残された期間、まだ村長が掲げられたマニフェストを、その課題をどう最後までやり遂げるかというところに住民の人たちの注目がかかっていると思いますが、その点どのような考えでおられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

○村長（清沢實視君） 私は近くに迫っております国民の選挙、総選挙が、それによって結果が出るというように私は思っております。今の状態でしたら大変いろいろの考えを持っている方もおられると思うのですけれども、非常に先ほど来申し上げましたとおり公約と違っていることだとか、そのほか党利党略のことばかりが先走っているというような感じで、国民不在の状況の中で、これは国民もそんなにばかではありません。正しい判断をして投票に臨むのではないかとというように私は思っておりますし、私も機会あるごとにそのことは申し述べていきたいというふうに思っております。

それから、2番目の件でございますけれども、先ほど三澤議員からも冒頭に申されたとおりに、私は残された課題につきましては全身全霊を傾注いたしまして職務遂行に当たりたいというふうに思っております。

陸上競技の400メートルのトラックで例えれば、第4コーナーを回りまして直線に入っております、大体直線コースというのは100メートルあります。その50メートルを過ぎてゴールに目前を走っているという状況の中でございます。残されたわずかの期間、先ほど言いましたけれども全身全霊を傾注いたしまして、残された課題解決のために職務遂行に当たりたいというように思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 今、村長のお考えをお聞きしまして、私自身も十分理解できましたので、この質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員、次に、質問事項2「住宅リフォーム事業の継続を」について質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、2つ目の質問をしたいと思います。

「住宅リフォーム事業の継続を」、『全国商工新聞』が各都道府県の商工団体連合会の調査をもとにまとめたところによると、住宅リフォーム助成制度を創設している自

治体は全国で533自治体に広がっていることが明らかになりました。

第1回調査、2004年の12月、87自治体。第5回の調査、2010年の10月には175自治体。第6回調査、2011年4月には330自治体。以上のように急速に広がっています。

山形村でも本年度より始まりました。この制度を利用した方には非常に喜ばれています。当初予算も2,000万円計上されております。商工業の活性化と不況対策に大いに期待されるところです。

しかし、この事業は本年度のみであり、住民に浸透されないまま、予算も残したままこの事業が終了してしまうのではないかと心配です。

そこで質問します。

これまでの活用状況は、利用件数、金額、登録業者など。

2つ目に、住民に浸透させるための手段は。

3つ目に、この事業を来年度へぜひ継続させていただきたいのですがどうか。

以上で、第1回目の質問とします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大池議員からの2番目のご質問、「住宅リフォーム事業の継続を」のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初のご質問でございます「これまでの活用状況はどうか」ということでございますが、お答えしたいと思います。

山形村住宅リフォーム事業の補助制度は、4月から申請の受け付けを開始いたしまして、8月末現在で補助対象は48件となり、補助金の総額は520万円であります。申請のありました工事費の総額は5,134万円に上りまして、補助金520万円に對しましての直接的に9.8倍の経済効果につながった計算でございます。

また、住宅リフォーム事業の登録施工業者は、現在30業者の皆さん方が登録をしておるわけでございます。

次に、2番目のご質問の「住民に浸透させるための手段はどうか」ということでございますが、住宅リフォーム事業の補助制度は、『広報やまがた』の2月号と5月号に2度掲載するとともに、村のホームページや有線テレビYCSの文字放送で周

知しておりますし、4月に開催しました区三役会と連絡長会議の際にも詳しくご案内をしております。

また、村の商工会におきましては、住宅リフォーム事業のPRを商工会員の皆さんが積極的に行うとともに、8月中旬には新聞への折り込みチラシの配布によりまして多くの世帯にご案内をしているところでございます。

今後とも機会をとらえまして周知・ご案内をしていきたいと考えております。

次に、3番目のご質問の「この事業を来年度へ継続させるつもりはないか」というご質問にお答えしたいと思います。

住宅リフォーム事業の補助制度は、村内における緊急経済対策の一環として平成24年度の1年間限定で創設したものでございます。これから来年の3月までその効果が徐々に明らかになる中、本年度だけの一過性に終わらせず来年度以降も計画的に支援をしてほしいとの期待が高まるなど、今後の状況次第ではどう対応するかについて検討してまいりたいというように思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 今、答弁いただきました。初めのなかなかわからない状況での利用よりかなり利用が増えていきます。このままやっぱりせつかく上限2,000万円とあるわけですから、大いに村民の方の利用を望むものですが、PRもこの前、商工会との会議の中でも大いにやっていきたいという話で、このチラシも入ったと思うのですが、まだまだ村民の中には知らない方もいます。続けてYCSとか文字放送、またあるいは時には特集番組なんかを組んでぜひPRして、この制度を大いに利用しながら村の活性につなげていってほしいと思ひます。

それから、この継続なのですが、私のところも少しやったのですが、結局4月までに契約してあったものだからその対象にはならず終わってしまったわけですが、この来年度への継続というのはやっぱり今までのこの48件、520万円というのを見ましても大いにその9.8倍の効果だと言われたのですが、この事業というのは全国的に見ても、また村から見てもこう大いに経済効果になり、不況対策にはつながっていると思ひますので、様子を見ながらということですが、この来年度、3月いっぱいまでに仕事を、その契約の仕事も全部終わらなければいけないというところになっていきますので、その点もまた経過を見ながら検討して、ぜひ存続できるようなことにつなげていってほしいと思ひます。

その点で村長、先ほど一過性に終わらせたくないと言ったのですが、もし何か対策

が、対策というか方策がありましたらお願いします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

○村長（清沢實視君） 先ほど申しましたその一過性に終わらせることなくということでございますけれども、いろいろの利用方法があちこち調べた結果ありまして、できるだけ使いやすい方法、要するにそれを補助金を利用しやすいような方法等も、もう一度検討しなければいけないのではないかとこのように思っておりますけれども、いずれにいたしましても一度結果を見てからの、それからの検討段階になるということに思っております。

大変先ほども申し上げましたけれども、住民の皆さん方から喜んでいただいておりますし、業者の皆さん方もそれだけ仕事が増えるわけでございます。場所によっては畳等は対象にならないという、そういう自治体もあるわけでございますが、山形あたりは畳等の新規入れかえ等も対象になるというようなこともありますので、それだとか屋根を直すだとか、それからボイラーを直すだとかという、そういう方々からは大変喜んでいただいているということでございますので、1年目でございますし、1年の限りの取り決めであります。先ほど言いましたように結果を見てから検討していかなければならないのではないかとこのように私は思っております。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 今、盛んに進められている中で、やっぱり住宅リフォームということで、それ以外、例えば物置とかそういうのもこの前ちょっと出たのですが、そういうところはもう全然対象にならないというのも出ました。

やっぱりこの利用いかんによっては、やっぱりどこかでこう再検討ではない見直しなんかも含めて大いにこう広げていってほしいということで、この質問は終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員、次に、質問事項3「滞納問題について」質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） 3つ目の質問、「滞納問題について」。

長引く不況に伴い山形村でも年々滞納額が増加しています。平成23年度の決算額から見ても徴収率は上がっているものの22年度決算と比較して、これは一般会計、

また国保などを含めてですが、600万円余り増加しています。

村民は生活費を切り詰めながらも税金を支払っています。そこで質問します。

ここ数年の村の滞納状況は。

2つ目に、県の滞納整理機構の成果と問題点は。

3つ目に、村の滞納整理に対する取り組みと特徴的な点は何か。

以上で1回目の質問とします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大池議員の3番目のご質問、「滞納問題について」のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初のご質問の「ここ数年の村の滞納状況は」どうかということでございますがお答えしたいと思います。

大池議員の申される滞納額が、前年比600万円余の増加になっている件でございますが、これは村税と国民健康保険税あわせての金額かと思われまますので、それぞれの税ごとに申し上げます。

村税の滞納額につきましては、平成21年度は5,016万円で前年対比244万円の増加。それから、22年度は5,019万円で前年対比3万円の増加。それから、平成23年度は5,388万円で、前年対比が368万円の増加となっております。

次に、徴収率でございますが、平成21年度は94.0%、平成22年度も同じく94.0%、それから平成23年度は93.8%となり、年々下降傾向となっております。

また、国民健康保険税につきましては、平成21年度につきましては6,433万円で前年対比187万円の増加となっております。また、平成22年度は6,690万円で前年対比257万円の増加。それから、平成23年度は6,904万円で、前年対比214万円の増加となっております。

次に、この徴収率でございますが、平成21年度は79.4%、平成22年度は78.7%、平成23年度は78.9%となりまして、年々下降傾向にありましたが、平成23年度につきましては0.2ポイント上昇という結果が出ております。

平成23年度の滞納額が村税と国民健康保険税あわせまして582万円の増加となったわけでございます。

次に、2番目のご質問の「県の滞納整理機構の成果と問題点」でございますが、平成23年度にお願いしました件数は3件ございまして、依頼額は800万円でございます。徴収実績は13万5,000円であります。

1件は処理継続中であり、1件は土地・家屋に参加差し押さえ、1件は滞納処分の執行停止を検討する必要があるとの回答をいただいております。

また、昨年から動き出したばかりの問題点としましては、各市町村からは次のような要望が出ております。処理件数の拡大、負担金に見合った成果を出してほしい、返還後の処理方針を明確にするためヒアリングをしてほしい、しっかり執行停止判定をしてほしいなどの要望が出ているようでございます。

次に、3番目のご質問の「村の滞納整理に対する取り組みと特徴的なことは何か」というご質問にお答えしたいと思います。

村といたしましては、前年度の徴収率を上回るように努めるとともに、滞納者に対しまして督促状の発送はもちろんのこと、電話催告を行ったり、財産調査予告書、それから財産差押予告書などを発送は目立つように黄色の封筒だとか、黄色の紙を使用しまして注意を引くように努めておるところでございます。

また、滞納整理機構への依頼とは別に県と併任職員を定める協定によりまして、個人の村県民税の徴収に当たりましては、滞納整理事務に従事していただくことがございます。

そのほか、月2回の夜間窓口の開設だとか納税相談等なども行っておるところでございます。

以上であります。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 昨日の全協の中でもその財産調査予告書を250通出しているということで、やっぱり1人、2人の職員では対応し切れないという話も出されています。村の予算の中でも、決算の中でも地方税滞納整理機構への負担金というのが23年度は52万600円、それから24年度は54万円出しています。

それに対して滞納整理できたのが、23年度は13万5,000円という非常に効果のないものではないかと思っています。そういう点で、また24年度も滞納整理機構を通じてのその費用対効果みたいなのが出てくると思うのですが、本当に1円でも1万円でも税金を払ってもらいたいという中で、負担金を出しながらもあまり効果がないという点では、先ほど村長の方もそのものについてこういろいろ要望を出しているわけ

ですが、そういう中での見直しも必要ではないかと思うのですが、そういう点ではどういうふうにお考えでしょうか。

それから、実際に私としてはやっぱりそういうのに依頼するよりも、今やられている窓口、夜間窓口だったり、また出かけて行って、今、県の職員も一緒にやっているということなのですが、出かけて行って、一人ひとりの状況を見ながら対応していくというのが一番効果があるかどうかはわからないけれども、村の、村民の状況も住環境の状況からすべての状況がわかると思いますので、そういう点からも滞納整理機構の見直しも必要だし、また村の滞納整理についての強化も必要になってくると思いますが、その県の職員も含めての徴収に回っているというところからも見て、やっぱり職員だけでは対応し切れない部分をこうどこかで補って人を足しながら徴収していくという点ではどういうふうにお考えでしょうか。何かあったらお願いします。

それから、県の滞納機構についての評価はまだ1年たったばかりですが、どのようにこうされているかどうかをお願いします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、野口税務課長、答弁願います。

○税務課長（野口英明君） まず、県の滞納整理機構の関係でございますけれども、費用対効果の関係、今、先ほどの54万円何がしの負担金で13万5,000円の徴収実績という形の中では、確かにお金の面だけでは効果が低いかと思いますが、1カ月ほど前のその会議を持ちましたところ、実績に応じた、徴収実績に応じた負担金割合が導入されるよう来年度から検討されております。

ですから、実際に今度徴収されなければ負担金が下がる。ですから、来年度予算は多分今年度の半額ぐらいにはなるだろうと今見込んでいるところでございます。

それから、滞納整理機構におきましては、金額確かに800万円ほどの大変村内におきましては難しい方の滞納関係を移管しているものですから、滞納整理機構におきましても必ずしも徴収ができるというものではありません。

全県的に見ましても引受滞納額、滞納整理機構の関係でございますが、約35億円の滞納額がありまして、その徴収実績というものは7億2,000万円ほどの金額になっております。約20%ぐらいしか回収ができておりません。そのほとんどが執行停止関係、いわゆる財産がないから徴収ができなかったというような報告も来ているようでございます。

その中でもって今、滞納者に対して滞納整理機構の方に移管するよという話をされた場合には大変その抑制力というものは確かにあるかと思えます。そういう面も含め

まして滞納整理機構自体が難しい滞納整理を行っているのと、そういう抑制力を含めまして私は大事でないかなというように考えております。

今後、村としての対応としましては、常に滞納整理、県の研修に行きましても各こう訪問の納税相談、または徴収に行くのではなくて差し押さえ方向のいわゆる強い姿勢でもって滞納者に臨む方向の研修、指導がされております。村としてもそのような方向でもってできるだけ努めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 先ほど滞納整理機構は実績に応じた負担率の方向になるのではないかということで、少しは負担が軽くなるのかなと思うのですが、でもこの効果から見ても先ほど県全体で35億円で7億2,000万円の回収。本当にお金を出しても出すだけ損かなという印象なのですが、本当に次から実績に応じたとなるのですが、やっぱりこう毎年毎年検討しながら本当になくってはならないものかというのもしながらやっていく必要があると思っておりますので、そういう声もぜひ上げていってほしいと思いません。抑制力ということではなかなか集まらない、どうしても回収できないという部分で3件出していると思うのですが、少しは効果があるということでは言われましたけれども、その点は非常に期待できるものです。

それから、今度は職員が回った場合に、上の方から差し押さえの強い指示と言われたのですが、やっぱり村民の1人として、強い方向ではなくて今の社会的状況がなかなか国保1つとっても上がるばかりで収入は増えないというのが、それぞれ社会的なうちから見ても状況になっています。

そういうところから考えれば、その強い姿勢というよりは1つは住民の生活状況、またいろんな状況を知りながらでのちゃんとこう洗ってくれる方向へ持っていくというので難しいとは思いますが、強い姿勢の反面やっぱり生活相談的な役割も果たしていった方が解決にできる方向になるのではないかと思うのですが、そういう点も含めて最後にお聞きしてこの質問を終わりたいと思っておりますのでお願いします。

○議長（上條光明君） 野口税務課長。

○税務課長（野口英明君） 確かに生活という問題もあるわけです。その中でもって今、納税相談というものが今、議員の言われる我々がやっている仕事をやる中でもってそういうものが含まれているのかなと思っております。

以上です。

○議長（上條光明君） よろしいですか。

○1 番（大池俊子君） はい、いいです。

○議長（上條光明君） 以上で大池俊子議員の質問は終了しました。

ここで休憩をしたいと思います。この時計で20分でいいですか。10時20分まで休憩。休憩。

（午前10時12分）

---

○議長（上條光明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時20分）

---

◇ 竹 野 園 麿 君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位3番、竹野園麿議員の質問を行います。

竹野園麿議員、質問事項1「村長の政治姿勢、総合計画について」質問してください。

竹野園麿議員。

（7番 竹野園麿君 登壇）

○7番（竹野園麿君） 席次7番、竹野園麿です。「村長の政治姿勢、総合計画について」質問いたします。

当村は10年前、地方自治法にのっとり第4次総合計画を策定し、今年度までの行政の指針として来ました。国の地域主権改革の一環として、義務づけ、枠づけの見通しが進められ、昨年行われた地方自治法改正により市町村に対する基本構想策定の義務づけが廃止され、各自治体において判断されるものとなりました。

近年、地方自治体の財政は厳しい状況が長期化しております。このため住民が求めるすべての施策・事業を実施することは困難であり、選択と重点化による効率的・効果的な事業の実施が一層重要になってきています。

そのため総合計画の重要性は一層増し、全国の地方自治体においてほとんどこの策定がされている状況であります。山形村においても平成25年度以降10年間の行政の指針として第5次総合計画を立てるため、昨年度からその業務が進められてきております。

この計画の重要性にかんがみ次のことについて質問いたします。

質問事項としては3ついたします。

まず、1つ目として、この総合計画の一番のやっばりもとなるのでしょうか、そういう意味でもって次期村長選立候補の意向があるかどうか。これについては先ほど大池議員の質問に対する答えで十分お聞きしましたし、けさの『市民タイムス』のニュースでも理解しておりますので、この答えは省いていただいて結構だと思います。

一言感想を申し上げますと、けさ新聞を目にしたときに、何だこれはという感じはいたしました。何かいきなり質問通告として申し上げてあったのだけれども、何か足元をすくわれたような感じを持ったことだけは申し上げておきます。

2つ目として、総合計画の進捗状況についてどのような状況かお聞きいたします。

それから、3つ目として、総合計画に対する村長の基本的な考え方についてお聞きいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） まず最初に、竹野議員が申された立候補の意思があるかということ、で、「足元をすくわれた」という言葉をお使いになられましたけれども、だれに足元を、私の方は決して報道の皆さん方に申し上げたのではなくて、今日の一般質問の中にそういうご意見が2人の方から出ているということ、これはもう既に新聞で前もって報道されております。

ですから、そのときに私が明らかにいたしますからということで、私の方はそれまででございます。よく記事を読んでいただければわかると思いますが、後援会の方からの情報によればということでございますので、決して恐らく村長が足元をすくったという解釈にできると思うのですけれども、私はそういうことではありませんので、誤解のないようお願いしたいと思います。

それでは、「総合計画の進捗状況」についてを申し上げたいと思います。

来年度から平成34年度までの10年間の村づくりの指針となります第5次山形村総合計画は、昨年度から策定作業を進めておるわけでございます。23年度に計画策定の段階となる村民アンケートなどの基礎調査や現計画の達成状況調査を実施いたしまして、村民ニーズの動向等の把握を行ったところでございます。

今年度は23年度に行った基礎調査等の結果をもとに基本構想案・基本計画案の策定を行っております。現在、総合計画審議会におきましてさまざまなご意見をいただき、基本構想案の検討を重ねておるところでございますが、項目が多岐にわたっていることもありまして、現段階では構想案の確定までには至っておりません。

とはいいまして、今年度もほぼ半分が終了する状況にあるため、近日中に基本構想案を確定し、次のステップである前期5カ年の基本計画案の検討に進んでいきたいと考えているという報告が私の方に来ております。

次に、3番目の「総合計画に対する村長の基本的な考え方について」であります。ご承知のとおり昨年の地方自治法の改正によりまして、総合計画を策定するかどうかの判断は市町村にゆだねられたわけでございます。本村では今後の村づくりを進めていく上で指針となる総合計画の策定は非常に重要ととらえているため、次期計画においても従来どおり策定作業を進めている状況でございます。

さて、次期総合計画について目指す点でございますが、まず1つ目といたしましては、村民が共感、共有できるわかりやすい計画にすることです。総合計画に限らずこのような計画書も固いとか、とっつきづらいというイメージがどうしても先行してしまいます。そのようなイメージを払拭するためにも計画の構成や内容、表現等についてもわかりやすく親しみやすい計画にするよう心がけるように担当者にも指示してございます。

2つ目は、山形らしさを追求する明るい前向きな計画にすることです。世の中の情勢は日に日に厳しさが増す一方ではありますが、本村ならではの特性や魅力を最大限に生かして明るく前向きな計画にするよう臨んでいるところでございます。

3つ目は、効率的な運営と成果の点検、それから評価が行える計画にすることです。限りある財源を有効に活用し村を運営していくための計画、また村づくりの成果を点検・評価できる計画にさせていただくよう願っているところでございます。

計画の完成はまだまだ先のことでありますが、完成したものをどのように村民に浸透させていくかが大事なことだというように意見が審査会においても出されております。その点もしっかり検討しながら計画策定作業を進めていく予定でございます。

以上であります。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） それでは、最初にまず計画の一番の基本となるものとして私は

人口推計、これについてお聞きしたいと思います。

行政は地域住民のために行われるものであり、その目標は住民の居住環境の改善向上であり、生活福祉の向上であると考えてるので、将来の人口予測はいかに的確にするかということは極めて重要なことと考えますので、この人口推計についてはこの議会に前に策定業務、スケジュール表で示されたもので行くと、今年のか去年の12月から1月ころにかけて策定する、推計を行うと言われておりましたので、それをどのような人口推計にしたか、それをまずお聞きいたします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

○村長（清沢實視君） 人口推計、もちろん一番大事なことだと思うのです。それで、一番問題になってくるのは住民基本台帳の人口と、それから国勢調査による人口の差でございます。

それで、この申し合わせの中で、いろいろとバラバラになっている場合があるものですから、今回から国勢調査に基づくものを基本とするということでございまして、いろいろと審議会でも議論されたようでございますが、ここへ来て8,800、これは住民基本台帳の数字でありますけれども、行ったりきたりしている、この伸びが鈍化しているようなことからかんがみて、10年後の人口は9,000人ということに設定したという報告を受けております。

以上であります。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 9,000人というのは、今の話の内容を聞いていますと国調でもって9,000人ということですか。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） はい、そうです、そのとおりです。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 国調で9,000人というのと、いわゆる住民基本台帳の数字から言ったらどのくらいになりますか。おおよそということになると思いますが。

○議長（上條光明君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） 国勢調査と住民基本台帳を比べるのは非常に難しいわけなのですけれども、今現在ちょっと正確な数字はないのですけれども、やはり住民基本台帳の方が多いわけです。ですから、国調をベースとして今回設定をいたしました。たしか、ちょっと正確な数字はわかりませんが、多分住民基本台帳の方が多く人

口になっております。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 私は今聞きたかったのは、それは正確な10人だとか20人の  
違いだとかというのは出るのだけれども、おおよそでいいのですがどのくらい違うか。  
つまり国調でもって9,000人というものは、住民基本台帳でもってなから何千何  
百人くらいになるかという、そこをお聞きしたかったのです。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 私、定かではありませんけれども、300人から400人とい  
う間ということを知っております。ですから、9,000人で、国調の方が9,000  
人でしたら9,500人未満というように私は思っておりますけれども。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 今、村長が9,500人、四、五百人ということですか。私は  
こうやって一応資料を見た中では、300人くらいは住民基本台帳の方が多いだろ  
うと。したがって、9,000人という、10年後は9,000人と見るというこ  
とは住民基本台帳では9,300人くらいだと、そういうふうに予想しましたが、  
今、村長の答弁ではそれよりかはもっと、もうちょっと100人か200人多いと  
いう、そういうことですね。それはいいのですけれども、そういうことだと。だけ  
ど、私は前からこの人口推計については村長と何回かやっています。あまりくどく  
言いたくないのだけれども、一言だけ言っておきますが、私はそんなに伸びないの  
ではないかと言ってきたのですが、今ここに村のホームページから引き出した資料  
があります。これは上には、上の資料は自然動態、つまり出生数とそれから死亡者  
数の折れ線グラフによる推移です。

それで、これ、出生数と死亡者数は今だんだんとこれから見ると、それは当然波は  
あるけれども、平成15年ころには出生数の方がちょうど1回多くなっているけれ  
ども、あとはどっちかというところの動きを見ると死亡の方が多い。

ちなみに23年度のところを見ると死亡が94で出生が70、つまり人口が自然動  
態として減る状況が24人この自然動態では出ている。これは広がってきている。  
あまり縮まるようにはこれはちょっと見えない。

それと、今度下にはいわゆる社会動態の動きがあります。これは全体を見れば転  
入の方がずっと多くなっている、今までの流れで。転出の方が下にいて、だから今  
までは転出するよりも転入者が多かったものだから自然動態をカバーして、なおか

つ人口が増えていた。

ところが、これ、今くつついちゃっている。23年度を見ると、転入が311人に  
対して転出が302人。ここ、転出というのはそんなに変わっていない。転入がだ  
んだんどちかという減ってくる状況にある。それで、ほとんどこれはあれして  
いる。それで、ここ何年か、自然動態と社会動態を一緒にした人口の動きというや  
つはむしろほとんど平らになってしまっている。

これから行くと私はこれからあと10年でもって今言った8,800人から村長の  
あれで行くと9,000四、五百人と言ったら六、七百人増えることになる。そう  
いうふうに推計されるかどうか。非常に私は疑問だと思います。

だから、それは何回もやって、村長は前に私はポジティブに考えるからというふう  
な言い方をしたことが私は記憶に残っているのだけれども、こういう実際にある動  
きでもってやっぱり見るべきだというふうに思います。これはもう私は言うだけで  
結構です、それ以上答えを求めませんが。

だけど、最初に言ったように行政の基本であるものだから、一番人口が、当然。そ  
の人口によって各世帯の構成も変わってくる。あるいは、各年齢層のあれも全部こ  
の行政需要という中にはそういったものが全部織り込まれてくる。それを正確につ  
かまないと本当の計画はできないのではないかと、そういう思いからこのことを今  
確認したわけです。

それと、もう1個、今までは全部住民基本台帳でやってきたのだけれども、今度は  
国勢調査の人数で行くと。なぜそうなったか、今ちょっと若干言われましたけれど  
も、これ、ちょっと問題があるのは、常にその住民基本台帳と国勢調査の数という  
のは、大体300人くらいの差があるのだということが一応こうやってわかってい  
れば、国勢調査は5年に一遍しかやらない。だから、平成12年にではないわ、22  
年か。西暦の10年に一番新しいのがやった。あと、これからこの10年計画の中  
では2回しかやられない。だけど、住民基本台帳だと毎年毎年その動きがキャッチ  
できる。毎月ごとでもできる。だから、5年に一遍だと大分違ってしまわない  
かと。その辺の心配があるから、その辺はどう考えますか。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） この前もこのことに関しまして議論いたしまして、いろいろま  
ちまちで、これはとてもではないが今後の先を考えたときにやはり統一した方がい  
いのではないかとということで国調に合わせたわけでありまして。

ただ、今、竹野議員が申されましたとおり山形村と関連する松本、松筑施設組合ですね、ごみの関係だとか、それから松本広域連合だとか、それだとか松塩安筑老人施設組合だとかという、そういうところも国調を基準にしている場合と住民基本台帳の人口を基本にしているところとまちまちです。

ですから、やはりその予算を立てるときもその人口に対しての負担率みたいなものがあるものですから、例えば葬祭センターのことに关しましても、一番多いときのを参考にするとかといろいろまちまち、それぞれさまざまございまして、これは何かそちらの方も統一できないものかなというように私は常々思っておりました。

ですから、5年に1度の国調でありますので、その辺のところも今後の課題かなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 人口のことについてはそれ以上申し上げません。

次に、お聞きしますのはこのスケジュール表では12月ですか、12月ころに各種団体代表者等懇談会をやると。括弧書きではフォーカスグループインタビューとなっていますが、これについて内容、どんな団体とどんなことをやったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） この23年度の計画のことですよね、今、議員さんのおっしゃられているのは。

○7番（竹野園麿君） そう。

○総務課長（笹野初雄君） 基礎調査との調査の関係のことですよね。

○7番（竹野園麿君） 議会に配られたスケジュール表があるよね。

○総務課長（笹野初雄君） はい、はい。

○7番（竹野園麿君） そのスケジュール表の中の（8）のところに、「各種団体代表者と懇談会（フォーカスグループインタビュー）の実施支援」とこう書いてある、この内容。

○総務課長（笹野初雄君） これはまだ審議会等へかけている最中なものですから、まだこの懇談会はまだ実施しておりません。

○7番（竹野園麿君） もうこれは去年の12月ころ計画している。

○議長（上條光明君） 竹野議員、申しわけない。竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 去年の12月にこれ、スケジュール表に載っている、それ、やっていないということですか。

○議長（上條光明君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） これから基本構想を今練っている最中で、進行中でありますのでまだ開催をしておりません。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） それでは、このスケジュール表で、まだこれからの予定なのだけれども、（15）番目のところにこの10月に、つまり来月、パブリックコメントの実施とあります。これはどのような内容でやるつもりか教えてください。

○議長（上條光明君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） ちょっと歯切れの悪い言い方で申しわけないですけども、今、審議会で審議をしておりますので、それを決定次第検討するということになっておりますので、よろしく願いしてあります。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 何か内容が全然決まっていないということ、やることは決まっているけれども、まだ内容が決まっていないと、そういうことですか。

○議長（上條光明君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） ええ、そういうことで、内容がまだ確定しておりませんのでこれからということになります。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） それでは、次のことについてお聞きしますが、これは前に私、一度聞いたことがあるけれども、時間がなくなってしまったものだからあまり回答がしっかりしていただけなかったものだからもう1回確認のためにお聞きしますが、他の計画との整合性はどのように図られているかということでお聞きします。

村には幾つもの計画がありますのでちょっと読み上げますが、例えば第2次山形村環境基本計画、これは平成23年度から27年度の5カ年計画。それから、第2次山形村男女共同参画計画、これは21年度から25年度の5カ年計画。それから、山形村障害者福祉計画及び障害福祉計画、これは平成19年3月に立てられて、これは多分ずっと続いているものと思います。

障害者福祉計画については平成18年から23年度までの6年間で、その去年までのことはあったけれども、次に見直しはされているだろうというふうに思います。

それから、次世代育成支援対策推進行動計画、後期計画が22年度から26年度、これも5カ年計画。

それから、高齢者福祉計画第5期介護保険事業計画で、これは24年から26年の3カ年計画。

ほかにもあるかもしれませんが、私が一応その計画書を当局からいただいたものでこういったものもありますし、つい最近の議会への報告の中では教育委員会の方で、これは教育基本法に基づいてつくられるものだという説明でしたが、教育振興基本計画をつくると言われていています。これについてはこれからつくるということで、教育委員会の担当の話ではそのときはまずこの村の基本計画、それを見て、それにしっかりと整合させてつくっていききたいというそういう説明がありました。

だから、これからつくるものについてはこれは結構です。だけど、今最初に私が申し上げたような計画、これはみんなそれぞれその委員会があつて、委員会構成されていてアンケートをしたり実態調査をしたりしっかり調査が行われている。立派なものが出ております。非常に苦労してつくってあります。

これらのものとどのように整合させるか、整合をあるいは今現在もうしているのか、内容についてお聞きいたします。

○議長（上條光明君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） 先ほど議員さん言われた6つほどのそれぞれの計画があるわけですが、これからは基本計画の5年計画の計画の策定に入りまして、各4つの部会を作成をいたしまして、その各部会で審議会の委員さんと役場の幹事の職員が入りまして、これから基本計画の策定を練るわけですので、その辺で各部署の担当がそれぞれ入りますので、そこで整合性、あるいは折り込みをしていく予定になっております。

以上です。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） きちんと整合されれば特に問題もないし、私もそれ以上質問するわけではないのだけれども、もしその新しく総合計画をこれつくるのだから、1つのこれ10年先を見越して、一番のその基本になる計画だから、もし整合できないでいったらどっちを優先するということになりますか、念のためにちょっと聞いておきます。

○議長（上條光明君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） これからは作成するものですから、できるだけその方向に沿っていかなければいけないというふうに考えておりますけれども、それでまた今これからというような検討事項でありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） それでは、次の質問に移ります。

この計画、一番大事な計画の。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員、ちょっと失礼します。今、挙手があったようです。先ほどのことで、済みません。

百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 先ほどの整合性の問題ですが、それぞれのやはり計画につきましても、例えば年度ごととか、あるいはそれぞれの委員会がございまして、その都度やっぱり審議をさせていただいて、定期的に審議させていただいておりますので、そういう中でのやっぱり総合計画があって見直しも途中でもあり得ると考えておりますので、そういう中での整合性をさらにとりながらやっぱり進めていきたいと考えております。

○議長（上條光明君） 失礼しました。今の件でいいですか。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 今、元に戻りますが、私が聞いたのは整合性をとるのは当たり前のことなのです。ただ、たまたまもし合わない、合わせられないというような事態がもう既にできてしまっている計画だから、それでこっこの計画は本当に新しく10年先を見越してやらなければいけない一番の基本になる計画だから、どうしてもこういう方針で行かなければならないと。合わない部分がもし出るかどうかわかりません。

もし仮にあった場合はどうするのかということをお聞きしたかったのです。だから、もう結構です。

次の質問、さっきのやりかけたのですけど。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員、済みません、竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 次に、計画策定過程への住民参加についてお聞きします。今日自治体計画において住民参加は主要なテーマであると言われていていると。諮問機関のみで計画原案を策定するのではなく、一般住民の参加の機会を保障し、計画原案から住民の意思を反映させる取り組みが多くなってきていると言われていています。より多くの住民の知恵、アイデアを反映させるため、さまざまな面からできるだけ多くの住民を

参加させるべきだというふうに言われております。

それで、まずこれはまず計画段階でもって住民を参加させるということは、多分この計画の中にも大きな柱として当然私は協働ということが出てくるだろうと思います。もう協働というものを柱としてやるのだったら、まずこういう計画に住民を参加させて、協働でもってこれをつくる、計画をつくるという、そういう姿勢がなければ協働なんていうのは絵にかいたもちになってしまうと。そういう意味で住民参加はいかに大事かという、そういうことを私は申し上げたいと思います。

それをどう感じるかどうかをお聞きしたいと思えますし、それで先ほど村長の最初の答弁の進捗状況の中ではアンケートのいわゆる分析というのですか、基礎調査をやっているという。それくらいが主な状況だというふうに受けとめましたけれども、アンケートはあくまでも世論調査であり、一方的に与えられたものに答えるだけで、住民の意向を十分に引き出すことは不可能だと言われております。

なものであるから、先ほどもちょっと聞いたのはいかに住民の意見も直接こう聞く、そういう内容をやっているかどうかということをお聞きしたいと思えますし、そのためにフォーカスグループインタビューというのはどういう内容であったかということをお聞きしたいと思えますし、これ、やられていないと。

それから、パブリックコメント、これもどっちかというと直接村民の声を聞く内容になるだろうと思ったからどんな内容のことでやられるのかなという。今までどうも聞いているとあまりこれやっていないような感じに見える、今話を聞いていると。この辺、10年前と比べてどうなのですか。たしかいつか私がこれを聞いたときに、村長は10年前のときはあらゆる団体と討論、議論というかそういったものを行ったと、会議を行ったという説明をお聞きいたしました。

今回10年前と比べてその辺のところはどうなのですか、いわゆる住民参加という内容において、それをお聞きいたします。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） ご存じのとおり審議会におきましては、議員の皆さん2名も含め、また住民の公募による委員ということで24名であります。それで、第4次ときは最初から幹事である職員と合同で最初から始めたのですけれども、それよりもとにかくその住民の声をたくさん聞いた方がいいということで、審議会とは別個に幹事会が進められてきております。

先日、つい最近でございますが、役場の管理職を中心にした幹事でございますが、

幹事が18名だったと思いますが、合計で42名、総勢42名でございます。これで合同会議をやりまして、また4班に分かれて分科会によってそれぞれ議論して、まだまだ議論してその結果については出ておりませんが、まず先ほど答弁いたしましたようにできるだけ早い段階に出していかなければいけないというのが私どもの願いでありますけれども、そんな形の中で住民の声をできるだけ反映させるように、またそういう環境に持っていくような形で今回やったわけでございまして、総勢42名という、もうあのトレーニングセンターのふるさと大ホールではなげればできないというような状況の中で、それぞれけんけんがくがく議論をし合って今進行中でありますので、決して住民不在でどんどん進めているということではありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 例えばさっきも聞いたのだけれども、パブリックコメントの実施が10月になっているのだけれども、これは私は遅過ぎるのではないかと。だって、その前に基本計画検討原案の策定が8月で終わってしまうのですか。もしこれ、若干延びたとしても、その後に各課ヒアリングが予定されている。原案ができてしまって、それをもとに各課にヒアリングをやってずっと固まってきてしまう。その後、パブリックコメントを実施してどうやってその村民の意見も入れるのですか。この計画はちょっとその辺のところを説明してください。

○議長（上條光明君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） この前の議員さんの方にお配りしてありますけれども、その後の総合計画の全体の補修等々の業務が長くっておりますので、その辺等でもそれぞれのご意見の反映をしていきたいふうに考えております。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） これ、日程的には12月に議会報告になっている。はっきり言ってあまり時間がないのではないですか。その辺どう感じていますか。十分これでやれます、今もう9月だ。あと2カ月半くらいしかないのだけれども。

○議長（上條光明君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） この議会の報告等につきましては、若干計画がもし延びるようなことがあれば若干これがずれるかと思っておりますけれども、ある程度起案的にももう日数が限られておりますので、極力この方向で進めていきたいと思っておりますし、先ほど申しましたように議会の報告も若干これからより延びる可能性もなきにしもあらず

というようなことで考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 次の質問をします。現計画、つまり第4次計画があと半年くらいで終わるのですが、この評価は終わったのかどうか。どのような方法で評価されたのかお聞きします。

○議長（上條光明君） 総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） 現計画の達成状況というようなものを調査票を作成をいたしまして、それぞれ達成度の調査を各それぞれの部署の担当課で評価を行いました。

大体第4次の後期基本計画の20年から24年の計画、5年間でありますけれども、これにつきましては1年前倒しをして24年3月31日、23年度終了というような基準日で設けて評価をいたしました。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） これは今、各課でやったと聞いたのだけれども、この評価というのは一番大事な評価であって、これ、まさしく行政評価なのです、これは。これを各課でやってどういうメリットがあるのですか。自分でやったものを自分で評価して、その評価のいわゆる何と言うのですか、それを次期に生かす、そういったものの評価というのはこれはできるのですか。村長、どう思いますか。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 事業につきましては、職員が詳しくわかっておりますから、職員の目で見えた点数を出してあります。ですから、当然それはパブリックコメントの中で住民の皆さんをできるだけ大勢の方から評価することならいいのですが、やはり内容的に一番わかっているのは一番身近な職員であろうということで、点数制で今年の2月に出してあります。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 私が今、村長に聞いたかったのは、自分でやったものを自分で評価して、そういうもので、それでもって本当に村民が納得できるような評価が得られるかどうかということをお聞きしたかったのです。どうですか。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 今、だから答えたではないですか。一番よくわかっているのは職員だからということで答弁したではないですか。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） よくわかりました。村長の考え方というのが非常にこれでもってよくわかったというふうに思います。それで、それが一番いいのだと。

それでは、これを新しい計画にどのように生かすか、その考え方とやり方をお聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） 総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） それと、先ほどの基本計画の達成あるいは村民アンケート等を参考にしながら、新たな基本計画ということの施策的な項目等を今練っておりますので、その中での現状と課題、あるいはそれに対しての重要政策等々の項目を立てて今後の基本計画にしていきたいという、そういう考えでおります。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 評価結果についてはあれですか、我々議会も村民代表であります。当然この計画書については議会も最終的な判断を下す形になろうかと思っておりますので、議会としてもそういったものの資料は当然必要になる。いわゆる計画の中身を点検、検討するのに必要なものですから、なるべく早く議会もそういったものは参考にするための資料として欲しいと思いますが、そういったものはいつころ提示されますか。

○議長（上條光明君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） 時期的なものはまだ今作成をしている最中でありまして、できればそういうことで報告をしていきたいと思っております。また、審議会の委員さんの中にも議員の皆さんもおりますので、資料等もそちらの方へは提示できるかと思っております。審議会の委員さんには提示をいたしておりますのでお願いします。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 議会もいきなり最終報告書を出されて数時間でもって中身検討と言われても、非常にこういったものは単なる数字である予算だとかそういったことと違って短時間でもって内容を十分な検討することもできませんので、そういう情報は逐次できるだけ早目に出していただきたいと思っておりますので、もう一度聞きます、いつころ出されますか、今聞いたことについては。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 今、総務課長が答弁したとおり、今、策定中でありまして、また関係者同士で話し合ひまして、できるだけ早い段階にご報告申し上げたいと。

もう1つ私わからないのは、議員の代表で2名の議員さんが出ておられます。その

議員さんから情報を得ていただく方法もあるのではないかと。何でもかんでも役場の担当者からというのではなくて、そういう方法もあると思いますし、先ほど竹野議員は自分のやったことを自分が評価してどう思うということを言いましたけれども、決して村の職員だけでつくったものではありません、第4次計画におきましてもそうです。

ですから、今回もそうでありますし、先ほど来言っておりますが、それぞれ区の代表の区長さんを初め大勢の皆さん方、それから募集した中の人だとかそういう人たちで策定したものでありますので、すぐ役場の職員がつくったものを役場の人が評価してどう思うなんて言われても、内容的にわかっていないのではないかと私は思っております。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） どうも私の言っていることが伝わっていないのかどうか、行政評価だから何か1つずつものをつくった。これはだれが見てもわかるかもしれないけれども、そうでなくて、そういうのではなくていわゆる数字では出てこないいろんな目で見ると評価するものがいっぱいあるでしょう、この総合計画というものは。

だから、村民にどういうふうに評価されているかという、それが大事ではないのかと。だから、計画づくりもさっきから私、最初から言っているように、いかに計画をつくる場所に村民が参加して、村民の目でもって何が必要かと、どういうことが大事かという。そういう目でもって計画をつくったり評価することも同じです。そういう意味でもって私は聞いたのです。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 私の思いを竹野議員よくわかっていないと思うのです。というのは、第4次の計画を1つの例えて言いますと、総合計画のほかに基本構想であります、これは前期と後期とございます。前期5カ年のたったときに評価をしてもらっています、これに当たって。それを新たに編集しているわけでありまして、そのときはちゃんとアンケートをとっております。前回はアンケートの中に自立してよかったか、自立しない方がよかったかというアンケート等も出してあります。

ですから、私、はっきり覚えておりますが、自立ではなくて合併した方がよかったという案が14.5%、それから合併しなくてよかったというアンケートの結果が、住民のアンケートの結果が70数%あったという結果が出たことを覚えております。

ですから、5年ごとに基本構想については前期と後期でやっております、前期を

全部検証して、また後期の分に策定に当たっては参考にしていくと、そういう段取りになっておるわけでございます。

ですから、そういうこともよくご承知願いたいということで、決して行政側がどんどん進めたということではありませんので、ご承知おき願いたいと思います。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 今の村長の話にはもうそれ以上乗りたくありませんが、最後の質問をいたします。先ほど一番最初のときに、この総合計画に対する村長の基本的な考え方ということを知りました。4点ほど申し上げてあります。この計画は非常に重大な大事なものだということをまず言われて、できるだけわかりやすいもの、いわゆる村民と共有できるものをと、親しみやすいものと言っていました。それから、2点目としたら山形らしさ、明るい本村の特性を生かすものと。それから、効率的なもの。それから、村民に十分浸透できるものと言われていました。

私は今までこの住民に十分浸透させられるものと、ここはそのとおりだと思います。だから、今さっきもこの策定過程でもって住民にいかに参加していただいているかどうかということをお大事なことだと思って私は聞いてきたわけですが、どうもあまりやられていないという、今までの答弁では受けとめました。

そこでもって最後お聞きしますが、10年先を見通すとき、村長は、10年前に、10年前この今の第4次基本構想をつくるときには村長は助役でもって恐らくこの計画のトップに立ってたてられたと思います。それで、続いて8年間、残りの10年計画をちょうど任期終わるに合わせるように行政を進めてきた責任者です。

それで聞きますが、10年前は今さっき村長も言っていたように自立を目指してスタートしたばかりのころでしたが、10年たってこれから10年先を見通すとき大きな違い、村長はどのように見ておられるかどうかお聞きします。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） もう一度申し上げたいと思いますが、10年前の平成14年の第4次総合計画の策定のときは、平成10年でございますが、平成の大合併の荒波が揺れに揺れている時期でもありました。平成15年の3月の議会において全会一致で村存続が決議されましたもうすぐ10年になるわけでございます。

今思えば自立の道を選択してからぶれることなく現在の山形村が健在でいられるのも村の羅針盤、道しるべであると言わなければならない、言われております総合基本計画・構想の基本計画、実施計画等に沿ってきたことがその大きな成果の1つであろうと、要因で

あろうというように私は認識しているところでございます。

また、将来に向けた村づくりの基本的な理念と方向性につきましては、実は今年の2月の9日の日に第5次総合計画の策定の資料とするという目的で、株式会社ぎょうせいの研究員、それと村の担当者とともに私に対してのインタビューをした経過がございます。その中で先ほど申しましたとおり将来に向けての村づくりの基本的な理念や方向性について申し述べたわけでございます。約1時間半の時間でございます、それなりのまとめたのをサッと申し上げますのでお聞き願いたいと思います。

将来に向けた村づくりの基本的な理念や方向性、協働の村づくりが1つとしてこれは必要であろうと。2つ目として心の通う活力ある村づくり。3つ目といたしましては都市近郊型農業の振興、この3つを掲げました。これまで協働の村づくりを基本に心の通う活力ある村づくりを進めてまいったところでございます。協働の村づくりにつきましては、人口規模の大きいところではなかなかうまくいかないということをお聞きしておるわけでございます。

しかし、本村は現在8,800人、これは住民基本台帳によるものでございますが、福祉関係も1万人以上になりますと目が行き届かなくなってくるということが言われております。また、当村は面積は県下で2番目に小さく小ぢんまりとした村ということで、半径2キロメートル以内にはほぼ87%の住宅地が入るという特性もございます。そういうような中で協働の村づくりにつきましては今後とも推進していくべきだというように思っております。

また、2番目の心の通う活力ある村づくりにつきましては、私の施政方針にも掲げております次代を担う子供たちの育成支援と環境づくり。2つ目としましては、環境保全と安心・安全な地域づくり。3つ目といたしましては、さらなる福祉の充実と健康推進。4つ目といたしましては、産業の振興と活気あふれる地域づくり。5つ目といたしましては、男女共同参画社会へのさらなる推進。この5つを柱として進めてまいっているところでございます。

心の通うというのはお互いに温かみの、それからぬくもりのある行政のことであると思います。例えば現在福祉バスを無料で村内を運行して。

○7番（竹野園麿君） 議長、ちょっと私の質問とは違う答弁だと思いますがどうか。

○村長（清沢實視君） では、いいです、これでいいです。

○議長（上條光明君） 村長、手短に、よろしいですか、いいですか。

○村長（清沢實視君） だから、私。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 将来に向けてどういうことですかと言うからそれを言っているわけ。

○7番（竹野園麿君） 違う、私は将来。いいですか。10年先を見通すときに10年前と比べて大きな違いは何かと聞いたのです。つまりこれから10年前に村長が10年先を見通していた。だけど、そのときはちょうど自立がスタートしたばかりだったけれども、これから10年先を見通す違い、どんな違いがあるかということを知りたかったのです。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） これは先ほど申し上げましたとおり10年前のときはそれこそ全国津々浦々合併問題に揺れに揺れておりました。それから、三位一体の改革という重圧が地方の小さな自治体にも押し寄せて大変な状況でありました。

しかし、ここへ来てそういう問題は一応おさまったものの、ご存じのとおり国の方にはああいふ党利党略の状況でありまして、政争に明け暮れているというような状況でありますし、また去年は東日本大震災によって日本は大きな経済的な打撃を受けたということでございますので、非常に国の情勢が安定していないというさまざまな厳しい面がございますので、その辺のところの違いはありますから、それをいかにこれからやっていくか。それこそ五里霧中の状態というのが本当の本心であるというように私は思っております。

○議長（上條光明君） ということだそうです。竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 最後質問ではありませんので、ここで終わりにしますが、この総合計画というやつは計画の基本理念を何に置くか、まずもって検討されるべきであるという。

だから、そういうあれもまず確立してもらいたいと思います。基本理念は地域計画の中心命題として計画の細部決定がことごとくこの基本理念に奉仕する形式によって計画全体の有機性、統合性が保たれると。そういう意味において極めて重要であると言われておりますので、さっきのああいふたほかの計画との整合性という、そういう意味でも大事なことだと思います。

いろいろ今、村長とも議論してきましたが、たまたまこの計画は今回の場合、次期村長の任期のスタートと一緒になるものですから、今の清沢村長にとってみれば、こ

れは次期村長に対する最大の引き継ぎ書になると思います。

したがって、清沢村長にとっては残された半年の期間の中で、どうかラストスパートをかけて最高の計画書を完成させていただきようお願い申し上げて私の質問を終わります。

○議長（上條光明君） いいですか。以上で竹野園麿議員の質問は終了しました。

---

◇ 宮澤 敏君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位4番、宮澤敏議員の質問を行います。

宮澤敏議員、質問事項1「結婚支援事業について」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

○6番（宮澤 敏君） 議席番号6番、宮澤敏です。今日は大きく分けて3つの事項について村長にご質問いたします。

それでは、質問に入ります。まず最初の質問事項ですが、「結婚支援事業について」お伺いいたします。

少子高齢化対策などの観点から、結婚支援事業に取り組む自治体が増えております。昨年5月に内閣府が発表した結婚家族形成に関する調査結果によると、お見合いパーティー交流会などの事業を実施している都道府県は31団体、市区町村は552団体に上ると言われております。

長野県下でも活発に婚活支援を実施している市町村があります。中でも下諏訪町では広域内の全市町村と協力して出会いマッチングシステムを行っており、昨年からは婚活パーティーを企画し、いずれも定員に達するほど盛り上がっているようであります。

人気の背景としては、町長が大変力を入れて取り組んでいることに加えて、町の中に民・公共共同出会い婚活プロジェクト委員が17人で3班に分かれて推進しており、推進委員は民間のボランティア委員でイベントの企画・運営主体であり、行政はサポートにとどまっているので柔軟な発想で取り組みができるようであります。

そこで質問いたします。

婚活支援事業の少子化対策としての有効性についてはどのように考えておりますか。

2つ目、民・公共共同出会い婚活プロジェクト委員のような発想についてはどのように考えますか。

3つ目、婚活パーティー参加者からは、行政が主体で行っているので安心して参加できるという声が寄せられているようですがどのように考えますか。

4番目、村の婚活支援事業の復活を待っている人がいると思いますので、取り組んではどうでしょうか。

以上です。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、宮澤議員より出されております「結婚支援事業について」のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初のご質問の「結婚支援事業の少子化対策としての有効性」でございますが、少子化は結婚や出産、育児、教育、就業環境、雇用など幅広い分野にわたるさまざまな社会的要因から生じた現象であると考えられます。

多様化する結婚観による未婚者、晩婚化が出生率の低迷に影響すると思われまして、結婚を真剣に考える方に出会いの機会を提供するということでは少子化対策としては有効だと考えております。

次に、2番目のご質問の「民・公共同出会い婚活プロジェクト委員のような発想について」のご質問にお答えしたいと思います。

大変よいことだと思います。ご質問にありましたが、下諏訪町や長野県内には市町村を初め社会福祉協議会だとかJAだとか商工団体などが少子化対策として若者の定住促進、地域の活性化、後継者確保といった目的で結婚支援事業を実施しておると聞いております。婚活プロジェクト委員のような民・公共同の職域を超えた取り組みは地域の実情に応じた目的、課題解決につながりまして効果は大きいと私は考えます。

次に、3番目のご質問の「婚活パーティー参加者からは行政が主体で行っているの  
で安心して参加できるということについて」お答えしたいと思います。

数年前でございますが、結婚情報サービス業界が全国的に増加いたしました。当時は全国に4,000社、60万人が利用と言われていました。ここ松本地域でも地元  
の新聞社やホテル業界などが主体となってパーティーを実施し、多くの若者が参加した  
といった記事を目にします。

行政が主体となった婚活イベント等も各地で開催されているわけでございます。それ  
ぞれの地域の資源を有効に活用し、地域の特色を生かしたイベントは参加者の負担

金も格安で、安心して参加できるという声につながっているのではないかというように考えております。

次に、4番目のご質問の「村の婚活支援事業の復活を」ということですが、ご承知のとおり山形村では平成元年から8名の結婚相談員をお願いいたしまして、登録者への情報提供だとか毎月の相談所の開設、男女の出会いの場をつくるイベントの開催なども行っていたところでございますが、社会環境の変化や結婚観の多様化、男女の考え方の違い等によりましてほとんど、当時はほとんど結婚までたどり着くことができなかつた状況のもとで、平成18年度でこの事業をもう廃止したわけでございます。

その後は保健福祉課が行政の担当窓口といたしまして実施しておるところでございますが、現在のところ結婚に関する相談はほとんどない状況であるようでございます。

今後、婚活支援事業を実施することとなりますと、行政主体ではなく企業、ボランティアなど地元を巻き込んだ取り組みが必要だというように考えております。

以上であります。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 今までやっていた中で個人情報とかが問題みたいなこともあったというようなことなのですけれども、今この成功して盛り上がっているところのパターンで言いますと、まずは気軽に参加できるようなイベント運営が主体で、個人情報は婚活の場合はその場では聞かないで、もう一步深くつき合いたいときに本人の希望を聞いてから次のステップに進んで、そして相談を受けたりしているということ、初めはもう気楽にこうできるような形で行っていることが成功しているということのようであります。

また、この成功している例としましては、要因につきましては、その民間のボランティア推進員の皆さんが非常に協力的で活発に動いてくださっていると。町長自らの人選ですけれども、委員さんの積極性によるところが成功の大きな要因だというふうに言われております。

また、この17人いる推進員さんを3つの班に分けて、それぞれの班でイベントを企画・運営をして、班ごとに異なるコンセプトの企画ができて、イベントに幅ができていくということです。基本的にイベントの企画は班会議で行って、全委員がそろって全体会議で協議、承認して取り組んでいるということが盛り上がっている原因のようであります。

そういうことで婚活推進委員を人選していただいて、復活をするような考えはどうか。

○議長（上條光明君） 副村長、百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） この種の問題につきましてはかなりやっぱり深刻な問題でございまして、何とかならないかという声も多く村民の皆さんから出ていることは確かでございます。

ただし、先ほど村長の方からご答弁申し上げましたように、やっぱり村独自でいろんなこと今日まで企画、そしていろいろやってきたわけですが、なかなかこの小さな村独自でやるというのは限界がございまして、結果的には今のような状態になっているということをぜひご理解をいただきたいと思っております。

したがって、こういうことだとやはりもう少し大きな立場で広域で企画するとか、あるいは先ほども村長が申し上げたとおりやっぱり行政が主体ではなくて、民間の皆さんの団体を行政の方でやっぱり協力させていただく、そういう取り組みをすることで、そんなやっぱり努力を私どもがする必要があるのではないかと考えております。

ご案内のように県の方でもやはり取り組んでいる経過がございまして、こういう制度自体ご存じない方々もかなりいらっしゃいますので、そういうことをやはり広く村としても宣伝をさせていただいたり、そういうところに参加していただくようなそんな取り組みもしていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 今、言われたとおり県の方でも広域的な出会いの機会をつくることを目的としてマッチングシステムを立ち上げているようです。そういうことで今は雇用情勢も大変な時代で、仕事等でなかなか出会いの機会のない若者を支援をしていくことは最重要というふうに考えていいと思います。そういったことでぜひまた民・公共同のプロジェクトというようなものに関して研究もしていただいて、実現できるようにしていただければと思います。

これについては答弁は結構でございます。以上でこの質問に対しては終わりにいたします。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員、次に、質問事項2「防災・減災地域対策について」質問してください。

宮澤敏議員。

(6番 宮澤 敏君 登壇)

○6番(宮澤 敏君) 国土交通省によりますと建設から50年以上が経過した社会基盤の割合は2029年度に道路橋の約51%、下水道施設は約22%と、今後50年間で必要な費用は同省試算で約190兆円に上るとされ、このうち30兆円が予算不足に陥ると見込まれております。

そこで、今最も大切なことは老朽化した社会基盤の再構築に集中投資し、防災・減災対策として住民の生命と財産を守るとともに、地域経済を守る、言い換えれば防災・減災地域対策で地域を活性化する道筋をつけて安全・安心で勢いのある地域にすべきと考えます。

現在、「防災・減災ニューディール推進基本法(仮称)」を制定し、国にその基本計画をつくらせ、10年間の集中期間を設けて社会資本の老朽化対策や防災・減災対策を計画的に進めようとしております。

そこで、質問します。

防災・減災ニューディールで社会資本の老朽化対策や防災・減災対策を計画的に進めるため、整備計画を作成しておく必要があると思いますがどのように考えますか。

2つ目、相当年数以上経過した公共インフラの割合と今後の維持、更新などで見込まれる事業についてお伺いします。

3点目、相当年数経過した道路、下水道及び公共施設の長寿命化への今後の取り組みの工程表についてお伺いいたします。

以上です。

○議長(上條光明君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、宮澤議員から出されております2番目のご質問、「防災・減災地域対策について」のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず最初のご質問でございますが、現在、公共施設につきましては建設から維持の時代とも言われております。道路や上水道などの社会資本の多くは今後急速に老朽化していくことが見込まれているわけでございます。

これらの社会資本の修繕、更新を集中的に実施していくことが必要となってきたるわけでございます。村の公共施設につきましても同様でありまして、それぞれの整備計画の作成が急がれているわけでございます。

しかし、それに伴う財源でございます。維持、補修での補助事業制度がないため単費となり、また更新となると多額の費用が発生し、新たな起債等の借入が必要となります。それぞれ起債等の償還がある中で、財政状況は一層厳しいものと予測されるわけでございます。村では借入について、借り入れております起債の償還が終了する年度をめどに公共施設が長期間使用できる長寿命化計画を策定しております。

次に、2番目のご質問の「公共インフラの割合について」でございますが、それぞれ調査中で算出してありませんが、総務省の更新となる目安の年数を見ますと、公共施設が30年で大規模改修、60年で建て直し、建てかえですね。道路は15年で舗装部分の打ちかえ、橋りょうが60年でかけかえ、上水道管が40年で更新、下水道管が50年で更新となっておりますわけでございます。

今後見込まれている事業は公共施設、橋りょう、上下水道管との関連施設でございます。また、道路につきましては劣化の激しい路線から実施計画により整備しております。更新計画の策定はございません。

次に、3番目のご質問の「今後の取り組みについて」でございますが、公共施設につきましては、資産の状況を調査した中で長寿命化対策を考えていきたいと考えております。橋りょうにつきましては、平成25年度に長寿命化計画を策定する予定であります。

下水道事業の計画につきましては、国の補助事業により本年度から3カ年の予定で総額およそ3,500万円、補助率50%で、本年度は作成事業費770万円となっておりますわけでございます。

また、水道事業につきましては、平成22年度に策定いたしました水道ビジョンに基づきまして耐震診断を実施した後、補強も含めた中で主要施設の長寿命化対策を行う予定となっております。

以上であります。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 防災・減災地域対策ということで、いずれ必要になる対策を前倒しして計画的にかつ集中的に取り組むことで防災力の強化と経済の活性化を同時に実現することがねらいということなのですけれども、今、計画の方をお聞きしましたけれども、現時点での予算、それといろいろの基金とかいろいろとあると思うのですけれども、それに基づいたものだと思います。これから老朽化対策の前倒しとか非常にコストの面でかなり削減ができる資料なんかも出ておりますけれども、予防保全が

すぐれているということも言われております。

費用対効果の高さに予防保全がすぐれている点は費用対効果にあると。国土交通省の資料によりますと、2000年の東海豪雨では事前に716億円の治水対策をしていれば実際の費用額約6,700億円を約1,200億円に抑えられたと試算されております。これが予防保全の端的に示している、効果を示しているものの資料なのですが、そういった意味でこれから先、国の方からのそういった政策でもって変化がある可能性もあると思いますので、それに間に合うと言うのはおかしいけれども、遅れないように計画を、予算がついたらこれというような感じの計画をして、また棚卸しですね、残して補修するものと、そのままうあれしてしまうものと、このような棚卸しとか、そういったこともぜひ進めていただきたいということでございます。

身近なことなのですが、道路の舗装の中に空洞ができている場合は、例えば地震とか災害があったときには道路が陥没してメイン道路、緊急物資のメイン道路とかが陥没してしまう、そういった恐れもあるということで、県の方でも道路のアセットマネジメントという事業でエクス線を使って耐震補強、それから傷みぐあいとかの調査するものを行っているわけなのですが、山形の方では県の方からそういったあれが来ておりますか、何か申し込んでありますか。

なければないいいのですけれども、そういったこともどんどん行われておりますので、心当たりがあるところは早目にそういった調査も行っていただければと思いますが、その点はどうぞでしょう。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、赤羽建設水道課長、答弁願います。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 先ほどの道路の関係なのですけれども、県の方からはそういう事業の方の照会は来ていません。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 向こうからは来ていないということなのですけれども、できればそういったことも要望して、検討して要望して見ていただくのも1つの案ではないかと思えます。

それと、唐沢の上のあそこの道路の雨が降ったときに道路の端といいますか、片側が掘れて水が入っているようなところもあると思いますけれども、課長、知っていると思うのですけれども、そういったところの調査とかはどんなふうにご考えておりますか。

○議長（上條光明君） 赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 当然雨天の等のときに調査することもあるわけなのですけれども、各区からの地域づくりというようなことの中から要望も出ております。

そういうものを含めまして考慮した中で維持管理で対応している状態です。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） そういうことでいろいろと状況が変わってきた場合にはそういった対応もしていただきたいということで、要望してこの質問は終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員、次に、質問事項3「災害時の避難所運営訓練について」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

○6番（宮澤 敏君） 「災害時の避難所運営訓練について」ということで、避難所運営の体験型訓練で、実際の避難所に近い状況を体験して、気遣いや配慮、優先順位等を学ぶ図上型防災訓練を県の危機管理防災課の出前講座を活用して防災研修会を実施してはどうかとお伺いいたします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、宮澤議員の3番目のご質問に対しましてお答えしたいと思います。

「災害時の避難所運営訓練について」のご質問にお答えします。

大規模地震等に開設される避難所の運営について、図上で模擬体験できる避難所運営ゲームHAGにつきましては、本年第1回の定例会でのご質問にもお答えいたしましたように、大変有効な訓練であるように思います。

さきの9月の2日で行いましたか、山形村地震総合防災訓練には山形小学校の児童、それから先生方が参加いたしまして訓練が行われたわけで行われています。訓練の中で避難所開設訓練として体育館を下大池地区の方々の避難所とする訓練も行われたわけで行われています。

宮澤議員の申されるように避難所運営でのさまざまな事案が予測され、避難所となる関係者が避難所運営に関する知識を深めるために、運営に携わる職員を初めといたしまして地区防災会等にも働きかけをしていきたいというように思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 災害時ではその避難所では瞬時に判断するということが必要になるということで、大変有効な訓練ということで先ほどの答弁をいただいたのですけれども、県の危機管理、また防災課の方でも土曜日でも日曜日でも、また夜でも幾らでも講習、研修に資料を持ってきてくださるということなものですから、松本市とか塩尻市とかもこの間やってみたいですし、ぜひそういった住民を誘導する立場にあるそういった方々の訓練ですので、どこでもできるし、人数は何人でも、5人でもいいし、50人でも机を、固まりを増やせばできるということなので、そういうことで防災訓練に取り入れて研修会を行っていただきたいということを要望したいと思いが、いかがでしょうか、研修会を行っていただきたいということで。

○議長（上條光明君） 答弁です、百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） ありがとうございます。私も第1回目の定例議会でちょっと勉強不足だったものですから、その有効性は認めつつ少し勉強させてほしいということでご答弁申し上げたつもりでございます。

今、議員の方からご報告いただきましたように県の出前講座もあるということでございます。また、近隣の市町村でも積極的に取り入れて今行っているところでございます。山形村といたしましても前向きに、そして生かすような立場で十分考えていきたいと考えています。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 今、ご答弁いただきました。そういうことに備えて、訓練といえますか、勉強というか、そういったことでもって進めていただけたらと思います。

以上で私のすべての質問を終了させていただきます。

○議長（上條光明君） 以上で宮澤敏議員の質問は終了しました。

ここで午後1時まで休憩とします。休憩。

（午前11時50分）

---

○議長（上條光明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

---

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位5番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「『村』公共施設の環境整備」について質問してください。

大月民夫議員。

（10番 大月民夫君 登壇）

○10番（大月民夫君） 議席ナンバー10番、大月民夫です。「『村』公共施設の環境整備」につきまして質問をさせていただき、理事者の所見をお伺いしながら論議を進めてまいりたいと思います。

具体的な質問要旨の前に一言述べさせていただきます。安全で安心な生活環境を整えることを目指した山形村地域づくりの推進の協議は区長さん、連絡班長さんを中心とした村民総参加のパブリックコメントであります。住民と行政一体型の山形村を象徴する意義深い活動と思われれます。予算の制約はあるものの緊急性のある村民要望には精力的に対応する行政運営スタンスに期待いたします。

また、期待にこたえる積み重ねが協働の大きな原動力に間違いなくなることを冒頭に申し上げます。

それでは、質問要旨に入らせていただきます。

今回は村の公共施設で使いなれた村民はややもすると違和感を感じず、たまに利用する村外者から改善要望が寄せられる環境整備につきまして取り上げてみます。特に村外者利用の多いミラ・フード館施設に絞って2点の将来ビジョンを伺います。

まず、1点目の質問は、ミラ・フード館西側駐車場からミラ・フード館の玄関に向かう変則階段についてであります。この箇所は正確に表現すると階段というより観覧席という目的設置とお聞きしておりますが、次の3点をお聞きします。

1つは、今までに観覧席としての利用経緯はございますか。

2つ目として、今後観覧席としての利用計画はありますか。

3つ目といたしまして、幼児から高齢者まで安全に利用できる通路施設への改善要望の声に対し所見をお伺いします。

平成22年、おとしでございりますが、12月、この箇所で発生した転落事故で負傷された村外の方は、後遺症でいまだ病床に伏されておられるとお聞きしております。個人の一瞬の不注意といえども再発なきよう改善に向けた将来ビジョンの検討着手を

切望したいと思います。

次に、2つ目の質問ですが、ミラ・フード館内のトイレ施設についてであります。公共施設のバリアフリー化が目覚ましい中、ミラ・フード館内のトイレ使用の際、入り口段差で足を捻挫してしまうお話をよくお聞きします。ほとんどがなれない村外の高齢の方々ですが、これまた不注意とはいえせつかく大いに楽しもうと張り切って山形村に来たのに、痛々しく帰宅される姿を見るにつけ、村のイメージダウンになりはしないかと危惧してしまいます。不注意だから仕方がないで済ましておいてよいのか、一度改善に向けた将来ビジョンをお伺いしたいと思います。

以上で最初の質問とさせていただきます。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大月議員から出されております「『村』公共施設の環境整備」のご質問にお答えしたいと思います。

ご質問に関する内容につきましては、教育委員会と調整をいたしましたものですから、私の方から答弁させていただきたいと思います。

最初のご質問の「ミラ・フード館西側駐車場から玄関に向かう変則階段について」答弁したいと思います。

山形村ミラ・フード館は触れ合いと交流を通じ、新たな文化を創造しながら住民のコミュニティづくりを進めることを目的に、平成4年5月にオープンいたしました。施設の設置目的にありますようにミラ・フード館は、新たな地域文化を創造していくための施設として位置づけされておまして、そのために多様な機能を設けてあるわけでございます。

大月議員がご指摘のとおりミラ・フード館西側の階段は、テニスコート東の緑地をステージに見立てた観覧席として設計の考えに盛り込まれたようでございます。このうち3カ所に設けられましたけり上げ幅の小さな階段が、通常の階段としての機能を有しているものでございます。

さて、今までに観覧席としての利用経緯はあるかというご質問でございますが、私が知る限り、過去において観覧席として利用した実績はないと思います。なお、観覧席を多目的といいますか、他用途に活用した光のページェントなどのイベントの開催実績はあったように思っております。

次に、今後の観覧席としての利用計画についてでございますが、行政といたしましては具体的な計画は現在ございません。なお、住民の創造力による活用につきましては現時点では未定でございます。

次に、子供から高齢者まで安全に利用できる通路施設への改善要望についてでございますが、安全・安心な施設利用とするため、通常の階段機能を有する3カ所の階段部分について施設利用者の動線誘導を図りながら、階段両側へ手すりを設置するような改善に向けて前向きに早い時点で検討していきたいというように考えております。

次に、2番目のご質問の「館内のトイレ施設について」でございますが、ミラ・フード館施設所管課や施設管理の一部を委託しております松本地域シルバー人材センターには、トイレの入り口段差により捻挫をしたという情報が入っておらず、今まで状況を確認できなかったとの報告を受けておるわけでございます。

現在のミラ・フード館のトイレの仕様は、水を流して床面を清掃する形式でございますので、水切りのための段差が必要な構造となっているわけでございます。しかし、安全・安心な施設としていくためには、バリアフリー化の推進は必要な事項でございますので、機能性や経済性、清掃方面による衛生管理面などを総合的に勘案いたしまして館内のトイレのバリアフリー化に向けて、この件に関しましても前向きに早い段階に検討していきたいというように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） 今、相対的に前向きに、また早い時期にというご答弁をいただいたわけですがけれども、ミラ・フード館も平成4年オープンということでぼつぼつ20年の歴史を刻もうとしておるわけですがけれども、現状の施設に手を加えるということは一般的にはよほどの老朽化とか、また衝撃による破損とかがなければなかなか手をつけられない、多少の不都合は何とか我慢しなければというのが実情かとは思いますが。

ただ、今のミラ・フード館の利用率の高さ、そういった面からはボツボツこれから本当に快適に末永く使っていただく面では少しずつ手を加えるところは加えていく、そんなスタンスをお願いしたいと思います。

再質問でまず1つお聞きしたいのですが、ミラ・フード館運営委員会というのがあると思うのですがけれども、そういったところで施設的な見直しとかそんな論議、もしくはそんな意見交換等があるのかどうか、もしありましたらその辺をまず参考にお聞かせいただきたいと思っております。

お願いいたします。

○議長（上條光明君） 根橋教育次長。

○教育次長（根橋範男君） ミラ・フード館運営委員会の中では、ミラ・フード館に関する施設の改善等についての検討は前年度はございませんでした。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） それでは、最初の例の観覧席と申しますか通路の問題ですけれども、観覧席という利用経緯はあまりないというそんなお話を聞かせていただいたわけですけれども、やはりちょっと夜、暗い時期になりますと、ついうっかりということで、おととしに起きた落下事件もそういうことなのですけれども、でき得れば費用がかかることではございますが、本当のこうなだらかな階段、場合によったら一部隅にはスロープなんかもつける、そんな構想も踏まえて検討をぜひお願いしたいなという要望をしておきます。

先ほど当面、今の3カ所ある階段施設のところに手すりをつけてというお話もございますが、当面の策としたらそれでも構わないと思いますけれども、前向きな検討をお願いしたいと思います。

この施設についてはそのくらいにしておきます。

あと、バリアフリー化の件ですけれども、具体的なそういう事故事例というのはあまり報告はされていないみたいなのですが、私がここ2年くらいの間にいろんなこうイベントなんかで参加していますけれども、私が知っている限りは4名くらい。ただし、軽症なものですから、あえて言わずにという形できっと来ていると思うのですけれども、あの段差がこの間実測しますと約10センチになっています。和服を着た女性の方なんかは本当にあそこでストンとこうなっちゃうケースが多々あるということで、これも本当にできたら早い時期にバリアフリー化を進めていただきたいと思えます。

今、バリアフリー化新法なんていうのもあるわけですけれども、その法律はともかくとして、もっと前向きに検討をぜひお願いをしたいと思えます。

それで、ミラ・フード館の利用状況というか、ご存じのとおりいろんなサークルのイベント、また練習会場、あるときは展示発表会場として本当に早目に予約しないと施設利用確保が難しいという盛況のようであります。定期的に音楽発表会を開催している皆さんのお話ですと、2階のホール・ミラはきらびやかさはないのですが、ステージと客席の一体感が味わえることではあまりほかに類のない施設というような評価、

高い評価を受けているようです。

南は飯田から北は白馬までの皆さんでいつもこう満杯になってしまうということで、出場するサークルごとに人数制限をしているというようなそんな盛況であります。これ、集まる皆さんかなり高齢の方々が多いわけですがけれども、その辺の皆さんのこう声というのが結構先ほど申し上げた点、バリアフリー化とかそういったのが結構入ってきております。ぜひ前向きにお願いしたいと思うのですけれども、この辺につきまして、そのミラ・フード館運営委員会も含めていま一度こう今後のビジョンというか、その辺の施策の検討をしていただけるかどうか、再度確認をさせていただきます。

○議長（上條光明君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 今、大月議員からいろいろ意見をいただきましてありがとうございます。まず一番はトイレなのですけれども、確かに注意を促していくというのはまず最初だと思います。

それから、確かに施設は安全というのが一番なのですが、あそこを利用するお客さんは結構お酒を飲んでいらっしゃるお客さんもいまして、そのお客さんたちでもわかるような注意を促す方法というのちょっと考えていかなければいけないと思います。

ということで、今さっき言われた既存の施設を今度バリアフリー化に変えていくという作業というのは、非常にこれから村長答弁ありましたように早期に対応をしたいという村長答弁がありましたのですが、これから具体的にどんな設計にしていくかということを出していかなければいけないのですが、ただ既存のいろいろな配管設備とかいろいろなものを全部調査をした上でどのくらいまで改修ができるかということもちょっと今後あります。

ですから、なかなか難しい面もこれから出てくると思いますけれども、先ほど私が申し上げたように注意を促すというそういう方法も1つ抱き合わせで考えていかなければいけないと思っています。

それから、施設全体の件ですが、運営委員会の方にこれからかけていかなければいけないのですが、全体として議員言われたようにもう20年たっています。ですから、いろんな面でこれから修繕なんかもしていかなければいけないですし、これから実施計画の中でもいろいろたっていかなければいけない部分もたくさんありますので、また相談をしながら運営をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） 山形村、いろんな施設があります。ミラ・フード館もある意味では山形村の活力を生み出すそんな重要な施設だと思います。本当にこれからいろんな層の皆さんがこう本当に安全で安心で使えるような施設、そういった意味では絶えずいろんな意味で、またいろんな皆さんでまた考えながら将来のビジョンをつくっていく。そんなことでまた行政側も先頭に立ってやっていただきたいということを申し上げまして質問は終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 以上で大月民夫議員の質問は終了しました。

---

◇ 柴 橋 潔 君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位6番、柴橋潔議員の質問を行います。

柴橋潔議員、質問事項1「防犯灯の増設について」質問してください。

柴橋潔議員。

（8番 柴橋 潔君 登壇）

○8番（柴橋 潔君） 議席ナンバー8番、柴橋潔です。私は安心な生活の一翼を担う防犯灯について質問をさせていただきます。

現在、村内には各区あわせて904基の防犯灯が設置されています。この数が多い、少ないの判断は難しいところではありますが、毎年地域づくりの要望の中に防犯灯の新設を望む声が出されています。やはりまだ足りないということとされます。防犯灯の設置等に対する予算は新設に11万円、移設修理に11万円となっておりますが、ポールを建てLEDの照明つきで工事費が約5万9,000円となり、2基しか設置できないということです。中電、NTTの電柱に取りつけた場合でも2万1,000円程度かかり5基程度の移設、増設しかできないとなっております。

24年度防犯灯要望内容は新設が12カ所、移設器具の変更等が3カ所出されています。今までの予算づけでもここ一、二年で完了するものと思われませんが、地域づくりの要望に出てこない場所で県道沿いの集落界、また住宅があまり密集していないところなどにまだ必要な箇所があると思われします。

日の短い冬期間、部活等で帰りの遅くなった生徒の安全のためにも村全域を再点検すべきと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、柴橋議員より提示されております「防犯灯の増設について」のご質問にお答えしたいと思います。

防犯灯の新設や移設等は、地域づくり実施計画などで要望がありました箇所につきまして、防犯協会の施設環境部の皆さんが夜間に現地調査をしていただきまして、設置の可否を検討しております。

村は現地調査の結果に基づきまして順次設置等を行っております。限られた予算でございますので、すべての要望について即座に対応することは難しいことですが、1つでも多くの要望にこたえられるよう考えているところでございます。

防犯灯は、地域づくり実施計画や中学校などからの要望をもとに設置することになっておりますので、地域の皆さんから日ごろから点検をしていただき、区地域づくりに要望を上げていただきたいと思いますというわけでございます。

また、集落と集落界等の箇所につきましては、防犯協会の役員の方々の協議検討をしてみたいというように考えております。

今後とも安全・安心に生活できる地域づくりをさらに進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。なお、防犯協会の皆さん方、最近夜遅くまで夜間の現地調査をしていただきまして、地域づくりの実施計画に要望が出ております防犯灯の15カ所を点検した結果、9カ所はどうしても必要であろうという結果の報告を受けております。

以上であります。

○議長(上條光明君) 柴橋潔議員。

○8番(柴橋 潔君) 今の答弁の中にも防犯灯施設部会の点検、そういった形のご答弁がございましたけれども、9月の3日に回られたということですので、その結果というのはまだ来年くらいにならないと出てこないと思われるのですけれども、今のところちょっと私の感じたことを述べさせていただきますが、下大池から上・下竹田にかけての県道、また旧県道には防犯灯の数が非常に少ないわけです。特に記念碑周辺が顕著でありまして、教員住宅までの信号までの間、いちいの里の入り口周辺、それから竹田原辺までの間、集落内に比べると設置状況は大変悪く感じております。

通学路及び区界は役場の管轄と聞いておりますが、集落内の県道はどちらの管轄となっているのかお聞きしたいと思います。県道の場合は夜間かなり遅い時間まで車の交通量が多く、ある程度の明るさがありますが、深夜になると防犯灯の間隔の遠さを

特に感じます。対応していく考えはどんな形でありますかお聞きいたします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、笹野総務課長、ご答弁願います。

○総務課長（笹野初雄君） それでは、防犯灯の設置の関係でありますけれども、先ほど柴橋議員さんが申されたとおり通学路関係につきましては村で設置できる等になっておりますけれども、集落内につきましては村には行政区枠という線引きをしております。その中で、線引きの中でのそれぞれの区の対応ということでもありますので、それぞれ区の皆さん、あるいは地域づくりのからの上がってきたものの新設、あるいは移設等を考えています。

なお、そうしますとその中の設置したものにつきましては、区の方で電気料を負担をといたしますか、管理等をしなければいけないので、その辺も区の方にまたお願いをしていかなければいけないことでもありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（上條光明君） 柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 今度は料金の関係のことですけれども、防犯灯の電気料金補助として村から1灯当たり1,500円が各区へ交付されていますが、実際は1灯平均1,750円くらいの電気料金がかかっている、差額の250円は区が負担しております。電球やスイッチの交換修理等の費用はすべて区で賄っています。区によってそれぞれ違いはあるようですが、下竹田区が240カ所と村内で一番防犯灯数が多いので例として使わせてもらいますが、街灯費として年間1戸当たり約400円を拠出して運営されています。

昨年より球切れ交換の場合はLED電球の取り付けをしております。従来のカプセル電球の場合は1,450円、LED電球だと1,700円と250円ほど高くなるわけですが、寿命が15年くらいと約4倍から5倍あるということで、結果的にはLED電球の方が安くなるということだそうです。

この250円の差額は街灯会計をかなり圧迫し大分苦勞をしているようです。この契約料金の見直し、電球交換の際の事故防止、球切れの状態を少なくする等いいところづくめのLED化へ補助金の創設は時代のニーズにこたえていく方策であると思います。既に松本市では補助金制度の導入をしておりますが、村としての考えをお伺いいたします。

○議長（上條光明君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 各区でご苦勞いただいております電気料につきましても、私も前に区の役員をやらさせていただいたことがございまして、大変ご苦勞いただい

いるところでございます。何年か前にも電気料につきましては、すべて村でこれは見るべきではないかというような形での一般質問もいただいておりますし、また区での行政懇談会にありましてもそんなご意見が多く出ているところでございます。

いろいろ論議の分かれるところでございます。それぞれ市町村の実態なんかを聞いてみましても、やはり山形風に1つの協働の村づくりの一環としてやっぱりこの街灯問題を取り組んできた経過というのもあるようでございまして、その意味では各部落ごとの責任を持って協力をいただきながら取り組んでいるというところがかかなりあるのも実態でございます。

そうは言いましても、今、柴橋議員ご指摘のように、こういう時代の中でやっぱり安全問題もございまして、各区への財政の負担の問題、あるいは電気料をどうやっぱり下げていくか、あるいは電気を大事に使うかというような大きな問題も当然あることは十分承知しております。

したがって、やっぱりこれからはそんなご意見もお聞きしながら、村としてもやはりこれは大きな検討課題だということを考えておりますので、ぜひ研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（上條光明君） 柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 今の区内についている防犯灯とかということではなくて、役場、トレセン、ミラ・フード館、この周辺の駐車場の照明なのですけれども、夜11時を過ぎるとほとんど消えて真っ暗くなってしまう。そして、グラウンドの駐車場の西側に1灯と、それとドームの北の駐車場にソーラー発電の街灯の2灯のみというような形で、あと役場の西口の街灯が1つついているという、そういう状態がその11時を過ぎるとそういう状態で朝までなると。

それで、たまたまミラ・フード館等で飲食して車を置いて帰るといふ、そういう方がいらっしゃるけれども、タンクのキャップを壊されてガソリンを抜かれたとか、それとか体育館のわきにある自動販売機が壊されたとか、駐在さんに聞いたところ小さな被害は届け出がない場合が多いということで、何件かこのような事件があったのではないかというようなことは想像できるということを言われました。

夜間全く人がなくなる場所でありまして、水銀灯のような11時までついている明るい照明は必要はないと思われまますが、防犯灯程度の機能で常夜灯として小さな明かりくらいは必要でないかと思えます。犯罪が起きにくい、すきを見せない方策を立てていくというのも安心・安全の村づくりに欠かせない1つであると思えます。改善

すべきと思いますが、どのようにお考えられるかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（上條光明君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） ちょっとどちらが答えるか難しいところですが、管理運営を補助執行されている立場で答えさせていただきますが、私もちょっと現状を見ないと、もうあれが当たり前の世界でちょっとこれまでも来ているものですから、また状況をちょっと確認をしながら検討していきたいと思います。

それから、防犯という面は1つには個人的な責任というものもあると思いますので、どれだけの部分をその防犯のためにという観点もあると思います。それから、周辺住民の方に対する明かりという部分もあると思いますので、その辺、総合的に含めましてちょっと状況を確認をさせていただきたいと思います。

○議長（上條光明君） 柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 実は今、ガソリンを抜かれたというのは私なのですが、これは駐在へは届けてありません。後で行って話を聞いてみました。農協でもやられたというようなことを伺いました。結局農協の場合は私、夜中に回って見たのですが、あそこは一晩じゅう明かりがついているのです。それでもやられると言えれば暗くても明るくてもやられるときはやられるということになってしまっただけで何か変な話なのですが、何と申しますか、この辺は確かに暗いのです。やはり人の迷惑にならない程度の明るさというか、そのくらいは必要ではないかと思っておりますので、また検討をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（上條光明君） この質問は。

○8番（柴橋 潔君） ああ、いいです。

○議長（上條光明君） すべて終わりでいいですか。

○8番（柴橋 潔君） はい、すべて終わりです。

○議長（上條光明君） 以上で柴橋潔議員の質問は終了しました。

---

◇ 竹野入恒夫君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位7番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項1「生活保護について」質問してください。

竹野入恒夫議員。

( 1 1 番 竹野入恒夫君 登壇)

○ 1 1 番 (竹野入恒夫君) 1 1 番、竹野入恒夫です。私は今回大きな項目で 2 つの質問をさせていただきます。

その 1 は「生活保護について」。資産や能力などをすべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助成する制度です。支給される保護費は地域や世帯の状況によって異なる。

生活保護に支払われているのは 1 年で 3 兆 3,000 億円、国の収入 40 兆円余りの 1 2 分の 1 を占める。月収 40 万円の家庭に例えると毎月 3 万円余りを生活が困難な人たちのために支払っているということになる。

しかも、国債という借金の返済に月々 18 万円を充て、新たに 37 万円の借金をしている中での話だ。極めて厳しい財政負担になっている。

そこでお聞きします。

( 1 ) 仕事もなく生活が苦しい。生活保護を受けるにはどこに申請したらいいのか。

( 2 ) 山形村での生活保護者の実情は。

① どのぐらいの世帯が受給を受けているのか。

② 年代層はどのようになっているのか。

③ 生活保護を受給されている人の毎年の調査方法はどんなふうに行っているのか。

④ 支給される保護費はどのぐらいになるのか。

( 3 ) 決定に納得がいかなければどこに相談するのか。

以上で 1 回目の質問を終わりにします。

○ 議長 (上條光明君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○ 村長 (清沢實視君) それでは、竹野入議員から出されております「生活保護について」のご質問にお答えしたいと思います。

最初のご質問の「生活保護を受けるには、どこに申請したらいいのか」というご質問にお答えしたいと思います。

生活保護を受けるためには、申請から保護決定まで厳しい審査を経なくてはなりません。まずは福祉事務所でございます。山形村の場合は松本福祉事務所、これは松本合同庁舎内でございます。そこに松本福祉事務所がございます。面接・相談すること

となりますが、その後、申請書を提出いたしまして保護申請を行い、資産状況等の調査を受け、保護の要否判定がされまして、保護が必要と認められれば保護開始決定、そうでなければ申請却下処分となるわけでございます。いずれにいたしましても担当課であります保健福祉課まで相談していただければありがたいというように思っております。

次に、2番目のご質問の「山形村の生活保護世帯の実情は」どうかということですが、まず最初の「どのくらいの世帯が支給を受けているか」でございますが、8月末現在で6世帯の方が扶助を受けております。

次に、②番目の「年代層」でございますが、50歳代の方がお1人、それから60歳代の方が3人、80歳以上の方が2人という内容になっております。

次に、③番目の「調査方法」でございますが、訪問調査、関係機関調査、課税調査がございます。

④番目の「支給される保護費」でございますが、個別の状況に応じまして計算を行いまして保護費の決定を行いますが、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8つの扶助についてその算定方法が保護基準で定められております。

次に、3番目のご質問の「決定に納得がいかなければどこに相談するのか」というご質問にお答えしたいと思います。

相談そのものは松本福祉事務所になりますが、先ほど申し上げましたが、保護申請を行い、資産状況等の調査を受け、保護の要否判定がされまして、保護が必要と認められれば保護開始決定、そうでなければ申請却下処分となるわけでございますが、不服がある場合、不服申し立ては県知事に対しまして審査請求を行うこととなります。

以上であります。

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 福祉事務所または健康福祉課ですか、に申請すればいいということでもわかりましたのですが、申請する条件の中で生活保護を受けるための要件及び生活保護の内容の中の保護の要件等はどんなふうなことになるのか。資産の運用とはどんなことなのか。能力の活用とはどんなことなのか。あらゆるものの活用とはどんなことをするのか。扶養義務者の扶養とはどんなことをするのか。

そして、山形村では6名という、6世帯ということで非常に少なくても私もびっくりしているのですが、生活保護を受給している人の中には、これ、山形の場合は母子家庭、父子家庭はないということですね、その辺を確認と、山形での支給の受給者は増

えているかどうか、その辺はわかったら教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、小野保健福祉課長、ご答弁願います。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 漏れていましたらお願いしたいと思います。

まず、この支給につきましては、直接は私どもでやっているわけではございません。相談を一緒に受けまして、松本福祉事務所。ですので、郡内はすべて松本福祉事務所になります。市は独自でもって持っておりますので、市は市でもって行っております。

今言われたいろんな要件がありますので、資産につきましてもこの調査を行います。先ほど言った調査の中にまず訪問調査というのがございまして、申請時に行ってお伺いをするということになりますし、それからあと関係機関との調査ということになりますので、保護決定上やっぱり必要と思える場合は、年金事務所だとか職安とか事業主とかそういったところへいろんな調査をさせていただきます。

それから、あと課税調査がありますので、その段階でどんな課税をされているのか、どんな資産があるのか、どんな収入があるのかというものを積算をして、それで保護決定をしていかどうかという判断になります。

ちなみに申請から決定までそう長く引っ張るわけにはいきませんので、たしか14日以内という中でもって決定をされるかというふうに思います。

それから、今言われたとおり高齢の方がやっぱり多いものですから、母子家庭等はございません。

それから、今までの傾向なのですが、あまり増えているという状況ではございませんが、どこの時点でとらえるかという部分がありますが、現在は先ほど言った6世帯、6人ですが、ちょっとさかのぼりますと、23年の3月末ですと6世帯で7名、その1年前の22年の3月末ですと5世帯で6人、そのさらに1年前、21年3月ですと5世帯で6人と。ですので、必ずしも課税みたいな調査が入りますので、臨時的な収入があつたりすると停止という部分も当然出てくるかというふうに思います。

済みません、何か落ちがあつたら済みません。

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） それでは、生活保護を受給されている方の国民健康保険、介護保険、今やっている健康スクリーニングなどはどうなっているのか。

それと、長野県で山形村の位置的には低い方なのかどうかということと、近隣市町村との状況はどんなふうなのか。山形村では過去に生活保護の不正受給というものが

あったのかどうか。

以上です。

○議長（上條光明君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） まず、不正受給というのは私どもは特に聞いておりません。

それから、生保を受けている、生活保護を受けている方の医療に関しては医療扶助というのがありますので、そちらの方で受けることになります。

それで、前段で起きました例えば生活保護を受けるには、生活保護費の関係で具体的にお示しをしなかったのは、実は都市部、郡部等によって級値が違っております。私どものところにつきましては3級値の2という部分に該当してきます。ですので、東筑摩郡下ほとんどここになるかというふうに思います。この基本額の中にいわゆる住宅という、いわゆる生活していく部分の一般生活費という中に通常は含まれてきます。

この基準額というのがこれまた年齢によってちょっと変わっておりまして、ちょっと具体的に申し上げますと、70歳以上で言いますと、そういう部分で言うと2万5,510円というのが決まっております、なおかつここで1人か2人かという部分とか、季節の区分とかそういう区分がございますので、ここで世帯人数が1人ということになりますと、基準額で3万3,660円というのが基準で決まっております。

ただ、これだと人数だとか状況によって金額が変わっております。そのほかに、これがいわゆる一般生活という部分で積算されている部分です。これが済みませんが、高いか低いかという部分についてはちょっと私どもで何とも言えません。

それにプラス今度住宅費、先ほど言った家賃だとか払っている場合はこの住宅費が出ますし、あと私どもの村にはありませんけれども教育費、こういったものも積算加算されていくと。先ほど言った一般生活、住宅、教育、あと介護、医療、出産、生業、葬儀とこういったものが該当すれば、この部分で積算をされて支給されてくるということになりますので、そんなことをご理解していただきたいというふうに思います。

○11番（竹野入恒夫君） 長野県での。

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫議員、もしあれだったらもう1回質問してください。課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 多いか、少ないかということでしょう。

○11番（竹野入恒夫君） そうそう。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 済みません、落としておりました。市町村では出てきていない部分があるのですけれども、単純計算すると山形村は少ないというふうに言われております。

ちょっと古い資料で申し上げますと昨年、古いと言っても昨年のことになりましたけれども、やっぱり市部分では非常に多くなっているのですけれども、郡部の中では少ない状況ということで、ちょっととらえている時期がちょっと違うのですけれども、郡部の23年度、郡部、いわゆる東筑摩郡の23年度で行くと71人という方が受けておりますが、私どもで言うとそのうちの6人とか7人とかという人数ですので、非常に少ない人数であろうかなというふうに思っております。

先ほど言ったみたいに実際福祉事務所に行きまして相談を受けますので、もしそういう方が、例えば見かねる方があったら、民生児童委員の方に相談されてもいいですし、私どもの方に来ていただいても結構ですので、ぜひご相談していただければというふうに思います。

○11番（竹野入恒夫君） 以上でいいです。

○議長（上條光明君） いいですか。

○11番（竹野入恒夫君） はい。

○議長（上條光明君） では、竹野入恒夫議員、次に、質問事項2「村道について」質問してください。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

○11番（竹野入恒夫君） その2は「村道について」。

（1）清水高原（スカイランドきよみず）の村道から、清水寺へ行く村道の道路が凍害被害のためか傷んでいるが修理計画はあるのか。

（2）スカイランドきよみずの裏の別荘地帯の側溝が落ち葉で詰まっているが排除計画はあるのか。

（3）唐沢ダム下の幅60センチの側溝が土砂で埋まっていますが、回収計画はあるのかどうか。

（4）四、五年前に質問した件の進捗状況をお聞きいたします。上竹田新道の延長線「とまれ」の標識の統一、（唐沢～上竹田新道の道の優先）を先にしてほしいというような要望をしたわけですが、その要望はどうなっているのか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、竹野入議員の2番目のご質問「村道について」のご質問にお答えをしたいと思います。

最初のご質問の「清水寺までの道路」でございますが、この道路は林道堂ヶ入線でございます。舗装は昭和63年度から平成3年度にかけて工事が行われました。もう既に20年以上も経過していることから、ところどころで劣化が見られます。また、冬期間の厳しいしみによりましてクラックが入り、アスファルトがはがれているところや、路面がややくぼんでいる箇所も見受けられるわけでございます。

現状で直ちに通行に支障がある状況とは思いませんが、放置しておけば劣化はさらに進みまして危険度も増すこととなりますので、本年度策定する実施計画に計上し、早急に整備できるよう進めていきたいと考えております。

次に、2番目のご質問の「別荘地の側溝」でございますが、別荘地内を初め林道の清掃につきましては、役場の職員が年に一、二回実施をしております。落ち葉や枯れ枝を撤去する路面の清掃に合わせて側溝や横断溝の掃除も必要に応じて行っておるわけでございますが、場所が場所でございますので、すぐに落ち葉や土砂が入り込んでしまっているのが現状でございます。業者委託等による林道整備もありますので、今後も一定期間ごとに清掃を行ってまいりたいというように考えております。

それから、3番目のご質問の「唐沢ダム下の道路横の側溝」でございますが、このご存じのとおりあそこは波田地籍でございますが、管理者は松本市であります。今年も一、二回詰まったことがあり、松本市波田支所に連絡をいたしまして土砂を取り除く工事をお願いいたしました。今後も状況を見ながら、松本市に依頼したいというように思っております。

次に、4番目のご質問でございますが、平成22年12月の定例会でご質問を受けております。上竹田新道から西への延長路線で、3カ所の大きな交差点の「とまれ」の表示の統一でございますが、進捗はその後もございません。現在も1カ所だけが南北の道路に「とまれ」の標識となっております。村で設置の要望をしているわけでございますが、標識はご存じのとおり県の公安委員会がそれぞれの交差点ごとに調査して設置しているものでございますので、交差点改良等、状況が変わらなければ難しいとのことでもあります。今後も設置要望等に根気よく続けてまいりたいと思っております。

すのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 林道だって今年の計画でなるべく早いうちにやりたいということですが、この間の『市民タイムス』の報道によると、1日30人の参拝者があるといふことで、年間1万人近くの人があそこを行き来するといふことですので、来年の計画と言わないでなるべく早いうちに対処してもらいたいのですが、その辺の計画は本当に来年度できるのかどうか。

それと、スカイランドきよみず裏の側溝なんか、今の時期にきれいにしておかないと、今これからまた落ち葉が落ちたりすると余計流れが悪くなると思うので、なるべくこれも二、三カ所やればきれいになるので、ぜひ早目にお願ひしたいということと、唐沢ダムの下のその波田地籍と言うけれども、あれは唐沢ダム、まるつきりダムの下なので山形の地籍になると思う。その辺もちょっと今、この辺も場所がちょっと違っていると思うのだけれども、まるつきりダムの真下のところに道路が走っていて、そのところに幅60センチの側溝があつて、結構これもそれだけの大きいものをつくつたということは必要だつたからつくつたと思うので、その辺の調査ももう一度してもらいたいということとお願ひしたいということと、この前に質問した上竹田新道の「とまれ」なのですが、全然進捗していないということなのですが、あと公安委員会の関係だと言つてしまえばそれまでですが、非常に村民、通つて利用している人たちが非常に都合が悪いということをおもひながら言つているわけですので、これを公安委員会に持つていくとかではなくて、何か村として区と上竹田地区とか下竹田地区と相談をして何とかしてもらわないと、今の場所は警察が罰金を取るための絶好の場所となつていて、結構あそこでとまれを怠つたりして罰金を取られる人が多いわけですね。

そんなことから、ただそのためにあるような交差点で都合が非常に悪いという。やっぱり村長さつき言つたように1つところだけ「とまれ」になつていて、あと2つは「とまれ」になつていないと。やっぱり統一すべきだと思うので、その辺をもうちょっと前向きに検討してもらいたいと思うがどうでしょうか。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、住吉産業振興課長、お願ひします。

○産業振興課長（住吉 誠君） まず清水寺までの舗装の関係なのですが、清水寺までの舗装の全部の距離なのですが、850メートルぐらいあるかと思ひます。20数年前にやつたときは、一応4年に分けてそれぞれ分散してやつたわけなのですが、850メートルというのを距離なわけなのですが、結局全面通行ど

めという話になってしまいまして、どうしてもその清水寺に行って参拝したいという方も中にはあると思いますので、ちょっと単年度ではなくて2年間くらいに分けた中でもしできたらなということで、一応実施計画の方に計上させていただいた中で、速やかにやりたいとは考えております。

それから、別荘地の中の側溝の関係なのですけれども、どうしてもああいう側溝のところに結局木がいっぱいあるものですから、間伐も含めた中である程度検討していかなければいけないということなのですけれども、やっぱりせつかくある側溝ですので、少しでも気がついた時点で清掃等を順次やっていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（上條光明君） 赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 3番目の唐沢ダム下の道路横の側溝ということなのですけれども、ちょっと場所について再確認をさせていただかなければいけないと思うのですけれども、たしかあの唐沢ダム下の部分については、道路に横の側溝があるわけなのですが、波田寄りの方の側溝という場所でしょうか、その辺のところをちょっと確認させていただきたいということと、それから前回質問をされました交差点の表示の関係、これにつきましてはどうしてもやっぱり優先道路という部分のことが関係してくるものですから、ある程度県の方の公安委員会で当時の状況の中で設置したものということで、なかなか難しいとは思われますけれども、今後も根気よく要望をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫議員、3番のその場所の確認をまずいいですか、最初に。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） こちらから行って水道の取り入れ口を下へ入っていく道なのですが、それを行って橋を渡っての左側のダムの下ですから、あれは山形地域だと思います。

橋を渡ってから向こう側ですから。それで、結構200メートルくらいある、ダムの下まで道が。なので、その辺はちょっとまた確認してみてください。

それと、確かに公安委員会と言われればもうどうしようもないような気がするのだけれども、竹田新道ができたりして、こう優先道路も変わってきていると思う。その

辺のことも視野に入れた中での申請をしてもらいたいと。竹田新道ができてからの交通量というものがすごく違ってきているので、本当におりてくるの、上ってくるのと非常に数が多いので、その都度あそこで詰まっているというような状態がずっと見受けられて、それで横から来たのはもうスイスイ通っていくのだけれども、やっぱり事故も起きかねないということですので、ぜひその辺の公安委員会に対してはそういう申請だけしかできないのか、もっとこういう現状がこんなふうに変ってしまったのでこんなふうにしてもらいたいということはできているのかどうか。新道ができてこういうためにこういうようになっているというような質問が来たというようなことができているのかどうか、その辺だけお願いします。

○議長（上條光明君） 赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 3番目の場所については、また後日しっかり確認をしました中で対応をしていきたいと思えます。

それから、その「とまれ」表示の関係ですけれども、確かに部分的なもので要望はしておりました。そうした中ですので、いま一度全体計画というか全体を見渡した中での要望をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） スカイランドからのその林道ですが、やはり非常に悪いところは悪くて、側溝なんかもちょっと半分だめになっている、3分の1だめになっているようなところとかあるので、その辺の側溝の管理とかやっぱり山側の方からもう崩れているような場所もあるので、その辺の全部舗装をやれと言うわけではないのだけれども、どうしてもだめなところからでも早急にそんなにいろんなところを見てもらいたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（上條光明君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 非常に山の中でいろいろな場所があると思えますけれども、その全体像というのをはつきりちょっとこちらの方でつかめていないという点があるかと思えますので、全体をとにかくつかんだ中でとにかく緊急性のあるところから順次進めていきたいというようなことで考えております。

以上ですけれども。

○11番（竹野入恒夫君） はい。

○議長（上條光明君） よろしいです。

○11番（竹野入恒夫君） はい。

○議長（上條光明君） 以上で竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

ここで休憩を15分までしたいと思います。休憩。

（午後 2時00分）

---

○議長（上條光明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 2時15分）

---

◇ 中 村 弘 君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位8番、中村弘議員の質問を行います。

中村弘議員、質問事項1「道路わきの草取りについて」質問してください。

中村弘議員。

（9番 中村 弘君 登壇）

○9番（中村 弘君） 議席番号9番、中村でございます。大きく分けて3つの質問をさせていただきます。よろしくお願いをしたいと思います。

1つは、道路わきの草刈りでございますけれども、山形村の入り口の道路わきの草が伸び放題です。これでもってそこを子供の通学道路になっているわけでございますが、子供が隠れるほどの伸びようでございます。私もうちの畑が近くにありまして除草剤をかけるわけでございますけれども、ここにはサツキが植えてあります。ですから、全部へかけられない状態ですが、この道路のこれは県道と村道の交差点になりますけれども、このこういう草刈りはどこで管理するのかお聞かせください。お願いします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、中村議員から出されております最初の「道路わきの草取りについて」のご質問にお答えしたいと思います。

県道は管理者の長野県で、村道につきましては山形村となります。県道との交差点につきましては、上位道路の県となるわけでございます。村道につきましては、通学

路等で危険な箇所につきましては、役場職員が年に三、四回定期的に刈りとりをしております。

また、県道についても県に除草の要望はしておるところでございますが、予算的に大変厳しいということで作業はしてもらえないということでございまして、長く伸びたところは職員で除草しておるところでございます。

村内の集落内や農用地内の路肩につきましては、ほとんど地元の皆さんで除草等の管理をしていただいております。今後も協働の村づくりの一環といたしましてご協力をいただければありがたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（上條光明君） 中村弘議員。

○9番（中村 弘君） 場所的にはこれ、横出ヶ崎でございまして、鉢盛中学校の子供が通う道路でございます。ここはただの交差点でなくて真ん中にサツキが植わっているのです。それでもって、オーイケコンクリーの方の駐車場との間を子供が歩く。その交差点を道の方にあれがあるのです、サツキが植わっているわけでした、その草が大きくなるのです。

そういうことでもってぜひこの草をぜひ刈って子供たちが安全に通学できるようにお願いをしたいということと、この前の旧の県道になる今の村道でございまして、ここに歩道がついておりません。本当の信号機のところだけが歩道がついております。

それで、子供たちがこの県道の方もお願いをしておかなければいけないわけですが、雨の日は道の中央を歩きます。というのは、道の両側が川になります。私の方から流れてくる水、それからオーイケコンクリーの方の水、そういうものが全部道路へ入りますので、道路の両側が川になりますので子供たちは中央を歩く。

みんな知っていますので、車の人はよけて、子供たちがよけるのを待って通る形になっておりますが、そこらも検討をお願いしたいということでもってご検討をさせていただければと思うが、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（上條光明君） 答弁はどうですか。赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 今、職員が年に三、四回、今危険な箇所については除草はしているわけなのですけれども、またその箇所を確認をしまして対応をしていきたいと思っております。

それから、その歩道の関係です。側溝も含めた歩道ということなのかと思っておりますけれども、地域づくり等と照らし合わせた中で、村の全体計画の中で検討をさせていた

だきたいと思います。

○議長（上條光明君） 中村弘議員。

○9番（中村 弘君） 今、赤羽課長の方からご返答いただきましたのでお願いをしておきたいわけですが、子供たちが安全に通学できるよう、ぜひ早目の検討をお願いしたい、そういうふうにご希望をしましてこの道路わきの草取りについてはこれで終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 中村弘議員、次に、質問事項2「上大池、大池線、堤北連絡班東の畑との境のU字溝について」質問をしてください。

中村弘議員。

（9番 中村 弘君 登壇）

○9番（中村 弘君） 先ほど言いました子供の通学道の延長みたいになりますけれども、よろしくお聞きをしたいと思います。

これは今、上大池の淀の内常会、これが前から中大池の野際へ抜ける道でございます。その淀の内の前の道路、大池線は幅が広がっておりまして、両側に側溝があります。ですけれども、中大池の方へ行く道路には側溝が途中で切れていまして渡って横断しておりません。ですから、水がどっちへ行くかわからないような、畑の方へ逆流している側溝になっております。

もし側溝を道路へつけていただければ、そのままずっと今、籠田工務店の方でもって増水しております。あっちの方へ流れて中大池の方へ行く川の方へ入るわけですが、これも、切れておりますので、そこらの検討がどうなっているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、中村議員から出されております2つ目のご質問「上大池、大池線、堤北連絡班東の畑との境のU字溝について」のご質問にお答えしたいと思います。

野際方面へ向かう道路を挟んで東側が農用地で、西側が宅地造成により宅地化が進んでおります。これによりまして道路へ雨水等が集まる状況となっております。ご指摘の横断溝でございますが、流末の廃水処理ができないため排水を流す水路が

必要となり大規模な工事となるため設置ができなかったと思います。この雨水対策につきましても、本年度の中大池地区の地域づくりでも要望が出されております。

村の河川整備の全体計画の中でできるだけ早い時点で検討して対応したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（上條光明君） 中村弘議員。

○9番（中村 弘君） 早いところやってくれるということだと思いますのでありがたいことでございますけれども、多分昔はこれ、東側が農道の関係だったと思うのです。だから入っていないと思うのですけれども、その隣にも私道がもう1本あるわけで、そこにも入っておりません。両側に新しくできた道路の方には側溝が両側についておりますので、多分それを入れれば、ただ本当の道路を横断するだけの工事で済むと思いますけれども、ぜひこれは早目の工事をお願いしたいと思います。

その近所の皆さんが畑の方からの水と、それが坂になっておりますので、農業に行く道路。全部うちの庭先まで入ってしまうという苦情が多く聞かれますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

この質問につきましてもいわゆる多分早くやっていただけると思いますので、これで終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） よろしいですか。

○9番（中村 弘君） はい。

○議長（上條光明君） 中村弘議員、次に、質問事項3「通学道路仮舗装について」質問してください。

中村弘議員。

（9番 中村 弘君 登壇）

○9番（中村 弘君） これも通学道路の関係でございますけれども、この場所につきましては中学生が歩いている子供の通学道路になります。歩いている子供がオーイケコンクリーの前の畑の私道を歩いて違う方を渡ります、道路を。そうでないと下までずっと行ってまた上がってこないといけない形になりますので。

その道路が何年前ですか、林業委員の方たちの話の中で一時仮舗装をしていただいたことがあります。今ではまたロータリーをかけたいろいろなしますので、その道路が雨が降ると泥だらけでもって子供たちがあれです、何しろ飛んで歩くような形でもって歩いておりますので、これができたらもう1回仮舗装をかけていただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 中村議員の3番目のご質問でございます「通学道路仮舗装について」のご質問にお答えしたいと思います。

畑の私道、耕作道のことかと思われませんが、耕作道は路面が軟弱なため、大型の農耕車の通行でも舗装の破損が予想されるわけでありまして。また、スプリングラーの本管も埋設されております。歩道としての利用だけであれば可能とも思われますが、農業用の道路との兼用は難しいかなというように思われるところでございます。雨天でぬかるむようであれば、敷砂利等の対応をまずは考えてまいりたいというように思っております。

よろしく願います。

○議長（上條光明君） 中村弘議員。

○9番（中村 弘君） これ、何年前と言われるとちょっと年数わかりませんが、林業委員の皆さんが、林業委員ではないけれども、道路の関係の皆さんが子供たちがかわいそうだということで1回舗装してあります。それがもう舗装が壊れて、いわゆる本舗装でないものですから、ただローラーをかけただけかもしれません。

それで、子供たちが本当に泥の中を歩いている形ですので、ぜひまたローラーをかけるだけでも結構です。ただ、石は入れない方がいいと思うのです。農家の私道でございまして、本当にそこをギリギリまでトラクターをかけておりますので、2軒ぐらいがその道を使うだけだと思いますが、よろしく願いをしたいと思っております。

そういうことでもって子供たち、いわゆる今日幾つも、3つばかり言いましたけれども、全部子供の通学道路の関係になろうかと思っておりますので、ぜひ協力をしてやっていただきたいと思っております。

以上でもって質問を終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 以上で中村弘議員の質問は終了しました。

---

◇ 上 条 浩 堂 君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位9番、上条浩堂議員の質問を行います。

上条浩堂議員、質問事項1「子育て世代への支援拡充を」について質問してください

い。

上条浩堂議員。

(12番 上条浩堂君 登壇)

○12番(上条浩堂君) 議席12番、上条浩堂であります。

今回は自分の質問、「子育て世代への支援拡充」、この質問についての意図を最初に申し上げたいと思います。

これからの我が村のあり方、内外に示すべき指針を掲げ、その結果、住みよい村だなどの評価を高めるべきとの考えからの質問であることをご理解願いたいと思います。

政府与党は社会保障、税一体改革を大きく掲げ、野党側もその必要性をある程度認めております。しかし、政党間抗争や政党内部の派閥抗争が優先され、今置き去りにされてしまっています。今、日本は未曾有の少子高齢化が超スピードで迫っているとき、このような状態は全く自分には理解できないものであります。

日本の高齢化のスピード、これは2014年に65歳以上の人口が3,300万人、これはすごいスピードで30数年前、1980年代の3倍になっているそうです。したがって、高齢者増による社会保障は国において毎年1兆円ペースで増加していると、これは我が村においても大変重要な課題であると思われるわけでございます。

しかし、我が村は平成の大合併に目もくれず独立路線を選択してきたわけでありませう。今後この村が生き残っていくためにほかとは違ったビジョンを広く示し、アピールし、山形村は子育てしやすい、住みやすい村だなど理解されてくれば自然と人口増につながり、ひいては税収増にも結びつく。安定した行政が運営していけるのではないかとこんなふうに思います。現行の社会制度の施策と財政をオール世代型に改めていくべきときかなと、こんなふうに思うわけですがけれども、この必要性に関し村長がどのような所見をお持ちか伺いたしたいと思います。

○議長(上條光明君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、上条議員から出されております「子育て世代への支援拡充を」というご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

山形村における子育て支援の施策につきましては、これまでも福祉関係や検診事業など積極的に取り組めるものについては取り組んでまいってきておるところでございます。さまざまな支援策はハード、ソフトの両事業面をバランスよく実施しまして整

理するのが望ましいところでございますが、ここ数年山形保育園の改築、それからやまのこ保育園の認可保育園への移行、園舎整備への助成を行い、現在建設を進めている子育て支援の拠点となるべき支援センターの完成で、子育て支援関係のハード面の整備事業はほぼ目的に達するものと考えておるわけでございます。

ハード事業の一応の区切りをつけた後におきましては、子育てに関するソフト事業の充実をこれからの子育て支援の課題としてさらに力を注いでいかなければならないと思っているところでございます。

国におきましても、社会全体での子育て支援を進めるための社会保障改革や財源確保を図るべき措置がとられておるわけでございます。山形村といたしましても将来を担う子供たちの健全な成長を願い、その子供と保護者を支援するために国の制度に沿った事業展開は当然のことでございますが、さらに山形村の地域として子育てに必要なとする支援策の充実をさらに図ってまいりたいと思えます。

まず、子育て支援の完成を機に子育て拠点施設としての機能をより一層充実させたいと考えており、窓口の一本化や相談機能の充実など現在支援センターの建設促進委員会においてセンターの建設とあわせて機能面についても議論を重ねていただいているところでございます。

また、子供は地域の宝として、世代を超えて地域全体で子育て支援を行うことがこれからの村の将来にかかわる重大な、また重要な課題であることを村全体で認識してもらうことも必要なことととらえておるわけでございます。

村では今年教育委員会における学校支援地域本部を立ち上げ、幅広い住民の方の協力をいただいておりますが、今後もさらなる発展を期待しておりますところでございます。

また、村内で活動している子育てサークルや子育て支援団体との連携を図るためネットワークづくりを進めており、先般準備会を開催し関係団体、サークルにより正式に活動を開始することとなりました。子育て世代の当事者への支援はもちろんでございますが、地域で子育てを支えてくれる関係者への支援も重要な施策として力を入れてまいりたいというように思っております。

以上であります。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） 今、村の現行、大型事業が相次いでおりまして、このハード面整備が終わった後、充実を図っていくと、このような答弁だと受けとめておきますけれども、今回の国の消費税引き上げ関連法案は成立したわけですけれども、これ、

ちょっと期待外れでして、それは年金、医療、この社会保障4経費ですか、こっちが足りないもので、増税5%のうち4%はそちらへ向けられてしまって、残りのわずか0.7兆円、これが子供向けに充当されると、こういうふうにもうちょっとこの次世代支援に目を向けていただきたいのですけれども、この地方とすれば地方へ配分される交付税はほとんどひもつきです、一括地方税なんて言っても今まで来たことがないくらいみんな目的別になっている。

それは十分承知しておりますが、全部それに倣えではやっぱり村の独自色がなかなか出していけない。そこで、自分なりにちょっと考えたことを聞いてもらいたいのですけれども、小学校の支援策、中学校はちょっと一部組合ということもあってちょっとやりにくいのですけれども、それでも医療費とかそういうのに関しては本当に全額村費でやっていただいて、これは評価できると感謝しておる次第でございますけれども、ここで思い切って自分は今、小学校へ通っている親御さんの経費、どのぐらいかかっているかちょっと調べさせてもらったら、その確かに義務教育ですから、学費、教科書、こういうものには一銭もかかっていません。

ところが、まず一番大きいのが給食費。これは1食270円と聞くと、ああ、少額だな、このくらいならと思ったのですけれども、何しろ毎日のことだから結構大きくて、5,500円を10カ月払うそうです。つまり年間で5万5,000円。

そのほかに旅行積み立て、これは修学旅行向けだと思うのですけれども、月1,000円でこれが1万円。それから、学年費がいろいろかかるものですから、これが1,500円で10カ月で1万5,000円。つまり1人の児童に年間で約8万円。そのほかに医療費ですとか上着代とかまだかかるわけですけれども、とりあえず1名につき8万円。

そうすると、小学校の今総数575名、これを全部持ってしまうと何と4,600万円になって、これはちょっと無理かなと私も思ったわけですが、例えば全額ではなくてもいいのです、給食費のうちの1割、2割を助成するとか、そういった施策を考えられないか、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

それから、もういっちゃん危機感を持っていただきたいのは、少子化ばかりではなくて高齢者がどんどん増加というか、先ほども申したのですけれども日本じゅうで生まれた赤ちゃん、これは午前中、山形村の数字が出ていましたけれども、全くそのとおりで日本じゅうの数字だと赤ちゃんが105万人、それで125万人が亡くなっている。そうするとこの差額が20万人。全国で20万人と言え大した数字ではないのかもしれませんが、松本よりちょっと小さい都市が毎年なくなっていく。これは結

構大きいのではないのでしょうか。

こんなことに対してどんな危機感をお持ちか、村長の考えをちょっとお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（上條光明君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 小学校の保護者の皆さんに対する助成の件ですが、現在の制度といたしまして生活保護の方も含めまして、低所得の方につきましては要保護及び準要保護の制度で支援をしています。

その中にはいわゆる学用品とか修学旅行費とか学校の給食費が含まれています。ということで、現在山形村教育委員会としてはこういう低所得の方にはこういう制度をもって対応させていただきますので、全体としてはちょっとそういう制度、助成制度についてはちょっと考えていない、そういう状況です。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） 現行はよくわかりました、現行でそういうようにやっていらっしゃる。これは何も今年やれ、来年やれと言っているわけではないのです。山形は合併をせずに独立路線を歩むと決めた以上、50年、100年の体系を持って生きていくにはこういう支援策を第一歩としてしていかなければいけないと、こういうことなのです。そこを理解していただけますでしょうか。

○議長（上條光明君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 上条議員言われるのは将来にわたってということで、大きな将来にわたってということでよろしいでしょうか。

○12番（上条浩堂君） そうです。

○教育長（山口隆也君） はい。

○12番（上条浩堂君） そう理解してください。

○教育長（山口隆也君） はい、わかりました。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） ちょっと私の言い方が悪いもので、いろいろ誤解を招いてしまっってちょっと申しわけないですけれども、いずれにしましても山形村は独立路線でもう歩むともう方針が決まっていますので、ここへ来て午前中の答弁でありました村長、進退にちょっと触れましたけれども、これと続投されると、そういうことは関係ないと思うのです。

やはり次の行政につなげるべき役割が、やはり現村長に課せられた最大の義務だと

思う観点から、ここでこの子育て支援、次世代支援がもし山形村が遅れてしまうと、もうもしかしたらあれではないですか、間に合わなくなってしまうではないですか。ほかの行政がやっているからではもう間に合わない。今から準備して、他に先駆け踏み出すときではないか、こういうことを一番言いたいわけで、次世代支援策にもうちよっとその知恵を絞っていただきたい、こういうことで村長の決意を村民に対して強く示していただいてこの質問を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（上條光明君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 大変難題といたしますか難しい問題でございますけれども、子育て支援といいましても非常に幅広いわけでございます、結婚から始まりまして妊娠、出産を経て授乳期、それから就園前だとか保育園または幼稚園への入園、小学校、中学校、高校、大学や短大または専門学校などへの進学まで、保護者の立場からすれば20年以上にわたり子育てとすることができるといふふうに思います。

子育てをめぐる現状といたしましては結婚、出産、子育ての希望が思うようになわな社会情勢となっております、全国的には急速な少子化の進行が大きな社会問題となっているわけでございます。

おかげさまで山形村の子供の総人口に占める率でございますが15.8%、県の平均が14.2%でございますので、県の平均よりは上回っているということを聞いております。

ですから、今のところ子供の数は、全体に占める割合は多くなっているわけでございますけれども、現状のように超少子化の時代に突入している中で、人口の問題もそうではありますが、少子化対策については本当に将来を考えたときに真剣に何らかの対策を講じていかなければならないということとっております。

それにはやはり支援をして、財政的な面で支援をしていくのが一番かなというふうに思っております。一時平成15年のときは100人を出産、赤ちゃんの生まれた数が105人ということで、亡くなられた方が62人ということでありましたけれども、ここへ来て先ほどどなたか議員がおっしゃられように、亡くなられた方が90人で出産の赤ちゃんが生まれたのが60何人ということで逆転している状況の年もあります。ただ、波があるものですから、そんなに楽観、落胆することもないと思っておりますけれども、しかしご存じのとおり長野県の77市町村あるうちの13市町村だけが人口増であって、あとは全部人口の減少、それから少子化という状況にあるようでございます。

そんな中で山形村は人口増5番目という結果が国調で出ておりますものですから、そんなこともよく考えながら、今のうちにそういう事態になる前に、やはり上条議員のおっしゃられるように対策を練っていくことが一番大切ではなかろうかというように私は強く思うわけでございます。

ありがとうございました。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） もう1点済みません。村長の所信を伺いまして、本当にありがたいことだなと、そのとおりになっていけばいいなと本当に思うわけですがけれども、もう1点違う角度からちょっと言わせてもらいますけれども、今、1人の女性が出産される子供の数、これは前年と同比の1.39人だったようですけれども、ただ第1子を出産するその母親の平均年齢が30.1歳。初めて30歳を超してしまった。いわゆる出産高齢化が進んだということでしょうか。

同時に婚姻件数も全国的には60万組強で、これまた戦後最少だと。これはどこに原因があるかをこの際だから言わせてもらいますと、若者の就職難があります。社会保障制度への不安もありましょう。子育て環境の未整備化等いろんな要素がある。こんなことがもしかしたら家庭を持つことをためらわせているのではないか。こんなふうに自分は思うわけですがけれども、一番危惧するのは人口が減って労働人口が不足してしまったら、次には社会的な活力もなくなってしまうのではないか。これが一番心配するところでございます。

ぜひこういう危機感を村長を初め行政に携わる方々に危機感を持ってこれから臨んでいきたい。

以上申し上げて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上條光明君） 以上で上条浩堂議員の質問は終了しました。

これで一般質問はすべて終了しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（上條光明君） それでは、本日の会議の日程はすべて終了いたしましたので、これにて閉議し散会といたします。

（午後 2時48分）